

---

---

**第4期京丹波町障害者基本計画及び  
第7期京丹波町障害福祉計画・  
第3期京丹波町障害児福祉計画**

---

---

令和6年3月  
京丹波町



## はじめに

本町では、平成19年3月に「京丹波町障害者基本計画・京丹波町障害福祉計画」を策定し、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあえる地域共生社会の実現を目指して、本町の実態に即した障害者施策を展開してまいりました。

その間、国においては、障害を理由とする差別解消の一層の推進を図るため、事業者に対する合理的配慮の義務付けや、障害者総合支援法等の改正では、障害のある人等の地域生活や就労の支援強化、様々な体制や支援整備が求められるなど障害のある人を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした状況の中で、障害のある人が、住み慣れた地域で安心して、いきいきと自分らしい生活を送ることができるとまちづくりを推進するため、「第4期京丹波町障害者基本計画及び第7期京丹波町福祉計画・第3期京丹波町障害児福祉計画」を策定しました。

「京丹波町総合計画」の内容を踏まえつつ、各種関連計画との整合を図りながら、本計画の基本理念を「みとめあい、ささえあい、自分らしく生きるまち 京丹波町」とし、総合的な保健・福祉施策の指針として推進してまいります。

障害の有無に関わらず、安心して自分らしく生き生きとした生活が送れるよう、社会参加や生きがいづくりにつながる施策を積極的に推進し、「人のふれあいを感じる町」の実現をめざします。

今後は、本計画に沿って、すべての住民の皆様のご参加とご協力をいただきながら、施策目標の実現に向けて努力してまいりたいと存じます。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、御尽力いただきました「京丹波町地域自立支援協議会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等に御協力いただき、貴重な御意見を賜りました皆様に心から感謝申し上げます。



令和6年3月

京丹波町長 畠 中 源 一



# 目次

第1部 序章.....	1
第1章 計画の基本的考え方 .....	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 計画の期間 .....	5
4 計画の策定体制.....	5
第2章 本町の障害のある人を取り巻く状況 .....	6
1 障害のある人の状況.....	6
2 計画の目標値及びサービスの実績値.....	14
3 アンケート調査の概要.....	25
第3章 計画の基本方針 .....	34
1 計画の基本理念.....	34
2 基本的視点 .....	35
3 施策体系 .....	37
第2部 施策の概要.....	39
基本目標1 障害のある人もない人も共に暮らす、地域共生社会の実現 .....	41
基本目標2 地域での暮らしを推進するサービスや支援の充実 .....	45
基本目標3 障害のある子どもの健やかな成長を支援する取組の推進 .....	51
基本目標4 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進 .....	54

第3部	成果目標・サービスの見込み量（障害福祉計画・障害児福祉計画）	59
第1章	令和8年度の目標（成果目標）	61
第2章	障害福祉サービス等の見込みと確保方策	68
第3章	地域生活支援事業の見込み及び確保方策	73
1	必須事業	73
2	任意事業	79
第4章	障害児通所支援、障害児相談支援等の見込み及び確保方策	81
第4部	計画の推進体制	85
第1章	計画の推進に向けて	87
1	推進管理体制の確立	87
2	計画の点検・評価の方策	87
3	府・近隣自治体・事業所・住民との連携	87
資料編		89

## 第 I 部 序章





# 第1章 計画の基本的考え方

## 1 計画策定の趣旨

### (1) 計画策定の背景

国においては、様々な障害者施策が進められており、それら障害のある人のための施策の最も基本的な計画として位置づけられる、「障害者基本計画（第5次）」が、令和5（2023）年3月に閣議決定されました。

「障害者基本計画（第5次）」では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すること」を目的としつつ、次のような社会の実現も目指す計画となっています。

#### 「障害者基本計画（第5次）」を通じて実現を目指すべき社会

- ・「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- ・「誰一人取り残さない」というSDGs<sup>※1</sup>の理念とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会
- ・デジタルの活用により、国民一人一人の特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会
- ・障害者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会

また、障害のある人に関わる多くの法や制度の改正も行われており、近年では、令和3（2021）年6月に公布された障害者差別解消法の改正では、障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対する合理的配慮の義務付けや、行政機関相互間の連携の強化等が示されており、令和4（2022）年12月に公布された、障害者総合支援法等の改正では、障害のある人等の地域生活や就労の支援の強化・障害のある人等の希望する生活の実現に向けた様々な体制や支援整備が求められています。

さらに、障害児福祉計画の根拠法である児童福祉法に関しても、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うために、令和4（2022）年6月に改正が行われており、これらの法改正は令和6（2024）年4月の施行が定められている状況です。

### (2) 本町の計画策定の目的

本町では、平成30（2018）年3月に「第3期京丹波町障害者基本計画及び第5期京丹波町障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を、令和3（2021）年3月に「第6期京丹波町障害福祉計画・第2期京丹波町障害児福祉計画」を策定しました。これらの計画において、基本理念を「みとめあい、ささえあい、自分らしく生きる 京丹波町」と定め、各種障害者施策を推進しています。

※<sup>1</sup> SDGs：国連が掲げる「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略称。「誰ひとり取り残されない」という基本理念のもと、持続可能な経済成長をめざす17の目標（ゴール）を指す。

今後とも、本町で暮らす障害のある人が、できるだけ住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、また、いきいきと自分らしく自己実現ができるように、現状の社会生活環境や障害のある人を取り巻く環境の変化等を踏まえた更なる障害者福祉の一層の充実に向けて、「第4期京丹波町障害者基本計画及び第7期京丹波町障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 計画の性格

「第4期京丹波町障害者基本計画」は、「障害者基本法第11条第3項」に規定する市町村計画で、障害のある人のための施策に関する基本的な事項について定めるものです。

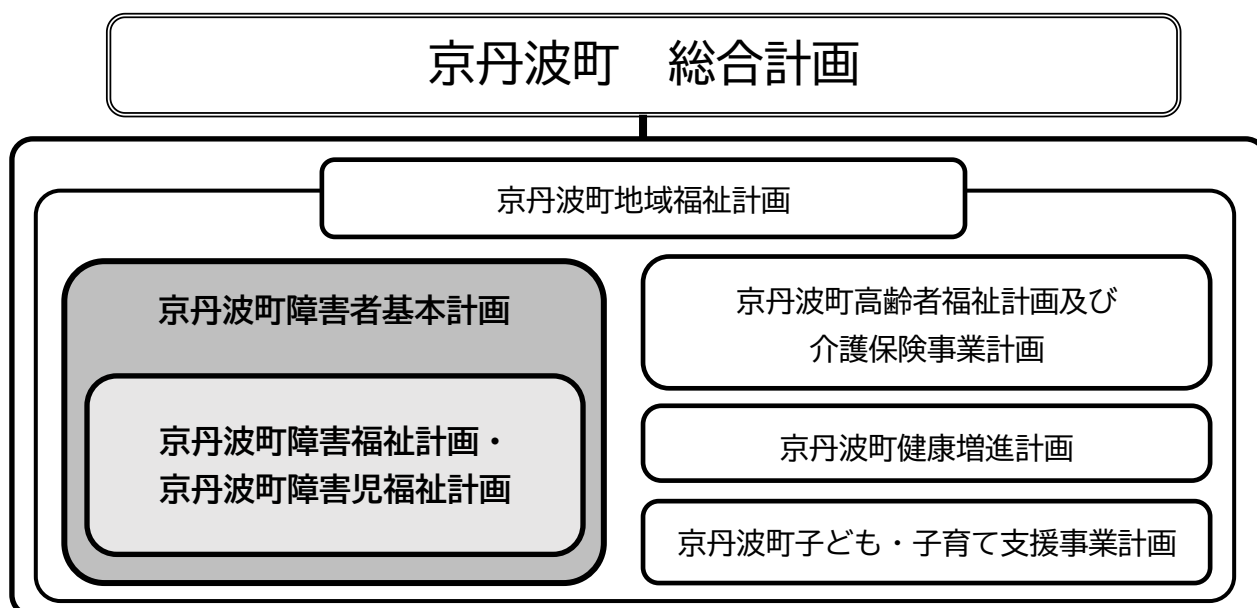
「第7期京丹波町障害福祉計画」は、「障害者総合支援法第88条」に規定する市町村計画で、同法で定める障害福祉サービス<sup>※2</sup>等の必要量や確保の方策等について定めるものです。

「第3期京丹波町障害児福祉計画」は、「児童福祉法第33条の20」に規定する市町村計画で、同法で定める障害児通所支援及び相談支援の提供体制の確保等について定めるものです。

	障害者基本計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
計画期間	中長期	3年間を基本とする	3年間を基本とする
計画内容	障害のある人のための施策に関する基本的事項を定める	障害福祉サービス <sup>※2</sup> 等の必要量や確保に関して定める	障害児通所支援・相談支援の提供体制確保等について定める

### (2) 計画の位置づけ

本計画は、本町のまちづくりの最上位計画である「京丹波町総合計画」と地域における各福祉分野における上位計画に位置づけられた「京丹波町地域福祉計画」を上位計画とし、「京丹波町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「京丹波町子ども・子育て支援事業計画」など、その他関連計画との整合性を図り策定します。



※2 障害福祉サービス：障害者総合支援法に基づいて障害のある人や難病患者を対象に行われる支援の総称。

### 3 計画の期間

「第4期京丹波町障害者基本計画」の計画期間は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とし、障害福祉計画等関連計画の改定に合わせて、必要に応じて見直しを行うものとし、また、「第7期京丹波町障害福祉計画・第3期京丹波町障害児福祉計画」の計画期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
第3期 京丹波町障害者基本計画			第4期京丹波町障害者基本計画					
第6期京丹波町障害福祉計画 第2期京丹波町障害児福祉計画			第7期京丹波町障害福祉計画 第3期京丹波町障害児福祉計画		第8期京丹波町障害福祉計画 第4期京丹波町障害児福祉計画			

### 4 計画の策定体制

#### (1) 京丹波町地域自立支援協議会<sup>※3</sup>の開催

本計画策定にあたっては、京丹波町地域自立支援協議会<sup>※</sup>設置要綱に基づき、学識経験者、障害福祉関係者、各種団体の代表から選出された委員による「京丹波町地域自立支援協議会<sup>※</sup>」を開催し、幅広い意見の反映に努めました。

#### (2) 障害のある人の現状を把握するためのアンケート調査の実施

障害のある人の地域移行や一般就労の促進などに向け、障害のある人のニーズを把握するとともに、障害福祉サービス<sup>※4</sup>などの基盤整備を計画的に進めるため、令和4年12月に「障害福祉計画策定のためのアンケート調査」を行い、調査結果を計画策定の基礎資料としました。

#### (3) 事業者、団体等へのアンケート及びヒアリング調査の実施

上記(2)のアンケート調査に加え、障害者施策の方向性を検討する基礎資料とするため、令和5年5月に、地域で主体的に活動されているさまざまな団体・事業者へのアンケート及びヒアリング調査を実施し、意見聴取に努めました。

#### (4) パブリックコメント<sup>※5</sup>の実施

パブリックコメント<sup>※</sup>制度とは、町が策定する施策などの案をよりよいものにするために、住民のみなさんから広く意見を募集し、寄せられた意見を施策に活かせるか検討し、その結果と町の考え方を公表する制度です。

本計画では、令和6年1月から2月にパブリックコメント<sup>※</sup>を実施しました。

※<sup>3</sup> 地域自立支援協議会：障害のある人の就労、生活支援をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす組織。

※<sup>4</sup> 障害福祉サービス：障害者総合支援法に基づいて障害のある人や難病患者を対象に行われる支援の総称。

※<sup>5</sup> パブリックコメント：行政が政策、制度等を決定する際に、住民の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。

## 第2章 本町の障害のある人を取り巻く状況

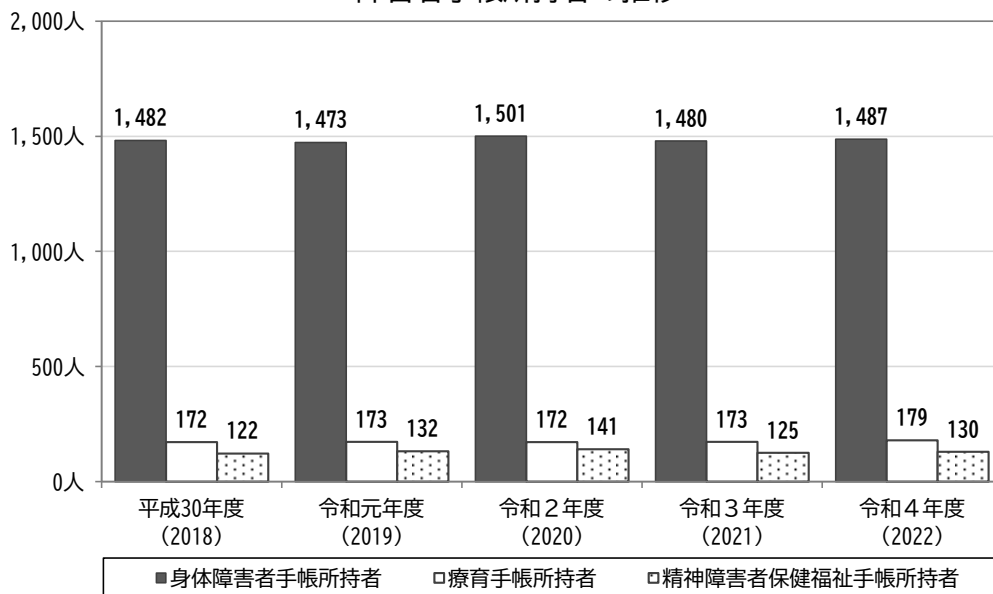
### 1 障害のある人の状況

#### (1) 障害のある人の推移

身体障害者手帳<sup>※6</sup>・療育手帳<sup>※7</sup>・精神障害者保健福祉手帳<sup>※8</sup>の所持者数は、平成30(2018)年度以降、増減を繰り返して推移しており、令和4(2022)年度の所持者数をみると、身体障害者手帳<sup>※</sup>が1,487人、療育手帳<sup>※</sup>が179人、精神障害者保健福祉手帳<sup>※</sup>が130人となっています。

令和4(2022)年度の所持者数を、平成30(2018)年度と比較すると、身体障害者手帳<sup>※</sup>は5人増、療育手帳<sup>※</sup>は7人増、精神障害者保健福祉手帳<sup>※</sup>は8人増となっています。

障害者手帳所持者の推移



(単位：人)

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
身体障害者手帳	所持者数	1,482	1,473	1,501	1,480	1,487
	所持率	10.5%	10.7%	11.1%	11.2%	11.5%
療育手帳	所持者数	172	173	172	173	179
	所持率	1.2%	1.3%	1.3%	1.3%	1.4%
精神障害者 保健福祉手帳	所持者数	122	132	141	125	130
	所持率	0.9%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%

※福祉支援課(各年度末現在)

※所持率は各年度末の住民基本台帳人口にて除した数

※四捨五入関係で、合計が100%にならなかったり、内訳と合わない場合がある(以下同様)

※<sup>6</sup> 身体障害者手帳：身体障害者福祉法で定められた一定以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として都道府県知事が交付するもの。障害程度により1級から6級に区分される。

※<sup>7</sup> 療育手帳：京都府が定める「療育手帳の交付に関する規則」により知的障害と判定された方に対して交付される手帳で、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の支援を受けやすくするために交付される。知的障害者福祉法には療育手帳に関する記述はなく、厚生労働省が昭和48年9月に通知した「療育手帳制度について」を基に各都道府県で基準を定めている。

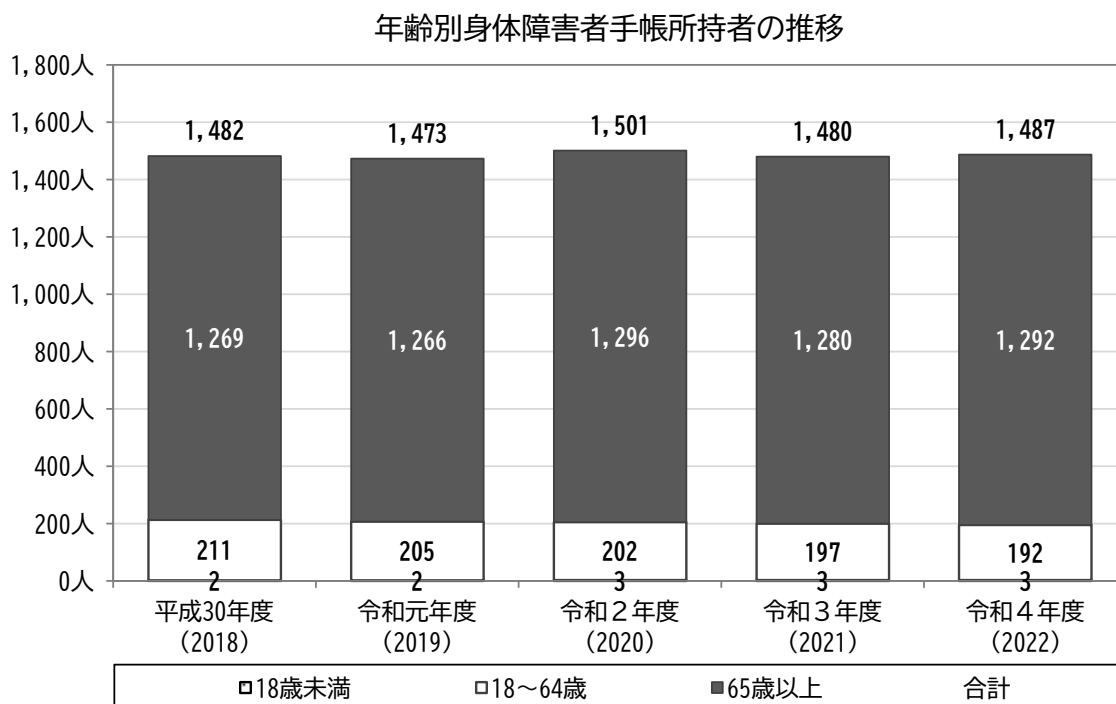
※<sup>8</sup> 精神障害者保健福祉手帳：精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある者を対象として交付する手帳で障害程度により1級から3級に区分される。

## (2) 身体障害者の状況

### ①身体障害者手帳<sup>※9</sup>所持者の年齢別構成

身体障害者手帳<sup>※</sup>の所持者数を年齢別にみると、18～64歳では平成30（2018）年以降一貫して減少傾向にあり、18歳未満と65歳以上では増減を繰り返して推移しています。

また、身体障害者手帳<sup>※</sup>所持者のうち65歳以上が占める割合は、平成30（2018）年度以降、一貫して増加傾向となっており、手帳所持者の高齢化がみてとれます。



(単位: 人)

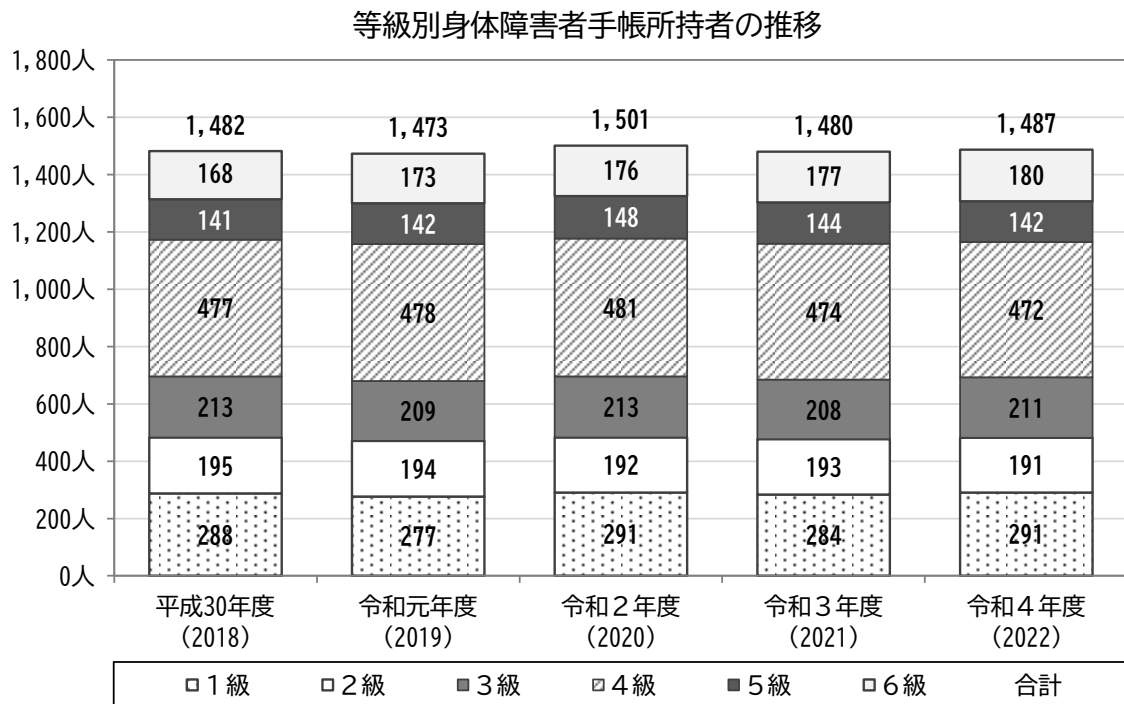
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
人数	18歳未満	2	2	3	3	3
	18～64歳	211	205	202	197	192
	65歳以上	1,269	1,266	1,296	1,280	1,292
	合計	1,482	1,473	1,501	1,480	1,487
構成比	18歳未満	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%
	18～64歳	14.2%	13.9%	13.5%	13.3%	12.9%
	65歳以上	85.6%	85.9%	86.3%	86.5%	86.9%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※福祉支援課（各年度末現在）

※<sup>9</sup> 身体障害者手帳：身体障害者福祉法で定められた一定以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として都道府県知事が交付するもの。障害程度により1級から6級に区分される。

## ②身体障害者手帳<sup>※10</sup>所持者の等級別構成

等級別構成をみると、4級が最も多く、次いで1級、3級の順で多い状態で推移しています。



(単位：人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)
人数	1級	288	277	291	284	291
	2級	195	194	192	193	191
	3級	213	209	213	208	211
	4級	477	478	481	474	472
	5級	141	142	148	144	142
	6級	168	173	176	177	180
	合計	1,482	1,473	1,501	1,480	1,487
構成比	1級	19.4%	18.8%	19.4%	19.2%	19.6%
	2級	13.2%	13.2%	12.8%	13.0%	12.8%
	3級	14.4%	14.2%	14.2%	14.1%	14.2%
	4級	32.2%	32.5%	32.0%	32.0%	31.7%
	5級	9.5%	9.6%	9.9%	9.7%	9.5%
	6級	11.3%	11.7%	11.7%	12.0%	12.1%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

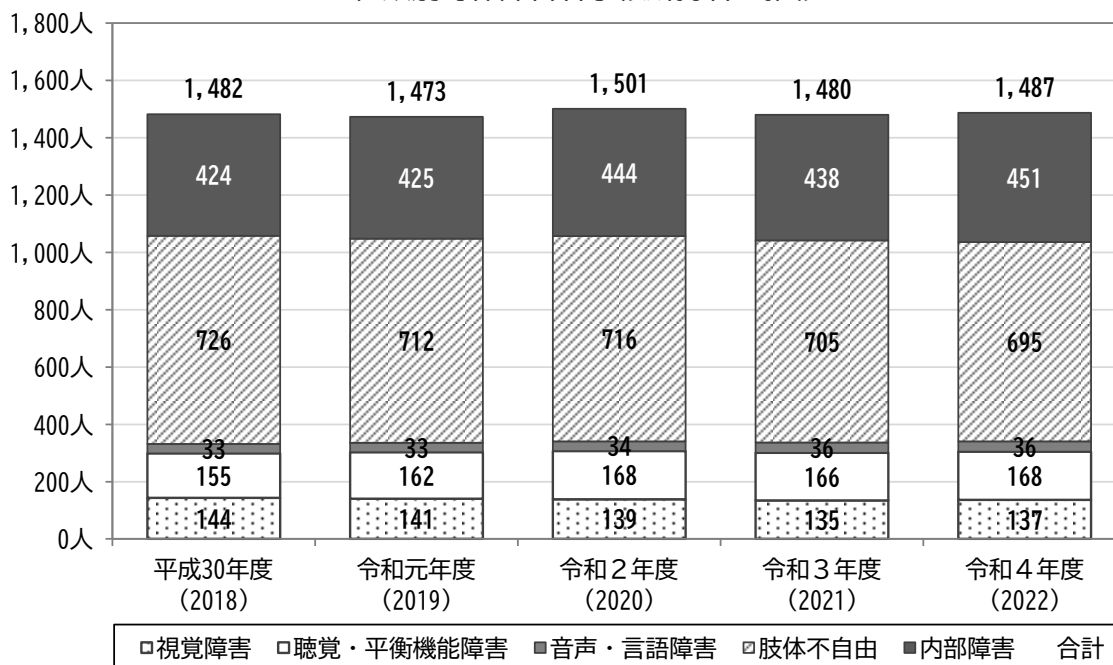
※福祉支援課（各年度末現在）

※<sup>10</sup> 身体障害者手帳：身体障害者福祉法で定められた一定以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として都道府県知事が交付するもの。障害程度により1級から6級に区分される。

### ③身体障害者手帳<sup>※11</sup>所持者の障害種類別構成

障害の種類別構成をみると、肢体不自由が最も多くなっており、次いで内部障害が多くなっています。

種類別身体障害者手帳所持者の推移



(単位：人)

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
人数	視覚障害	144	141	139	135	137
	聴覚・平衡機能障害	155	162	168	166	168
	音声・言語障害	33	33	34	36	36
	肢体不自由	726	712	716	705	695
	内部障害	424	425	444	438	451
	合計	1,482	1,473	1,501	1,480	1,487
構成比	視覚障害	9.7%	9.6%	9.3%	9.1%	9.2%
	聴覚・平衡機能障害	10.5%	11.0%	11.2%	11.2%	11.3%
	音声・言語障害	2.2%	2.2%	2.3%	2.4%	2.4%
	肢体不自由	49.0%	48.3%	47.7%	47.6%	46.7%
	内部障害	28.6%	28.9%	29.6%	29.6%	30.3%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

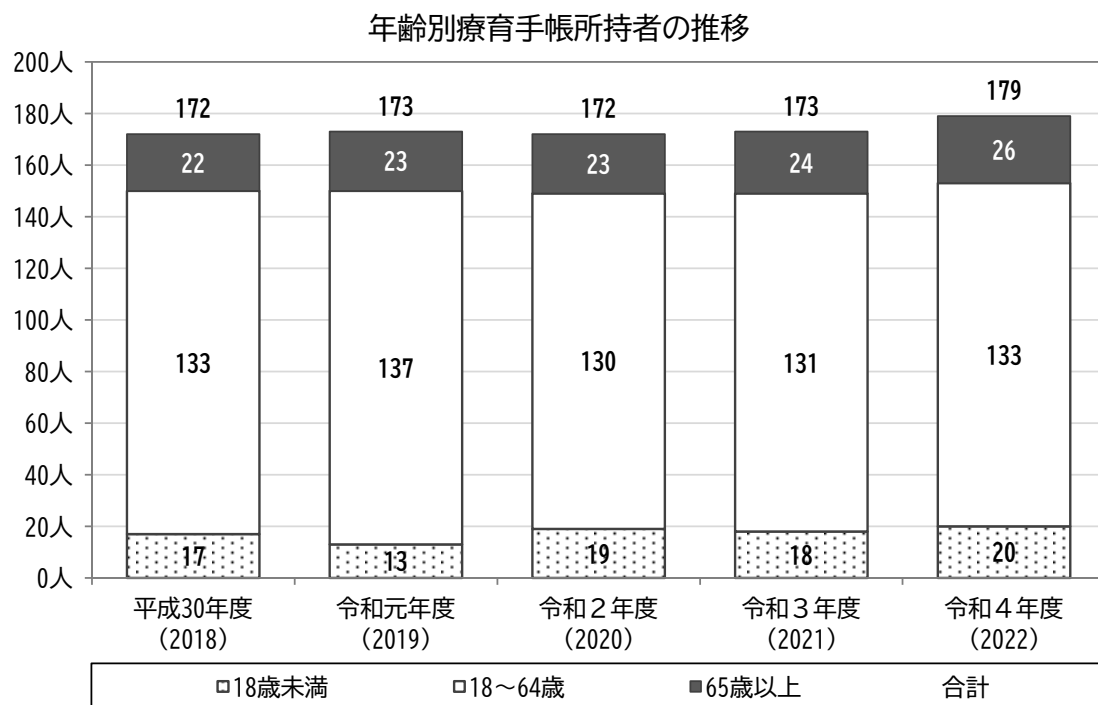
※福祉支援課（各年度未現在）

※<sup>11</sup> 身体障害者手帳：身体障害者福祉法で定められた一定以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として都道府県知事が交付するもの。障害程度により1級から6級に区分される。

### (3) 知的障害者の状況

#### ① 年齢別療育手帳<sup>※12</sup>所持者数

療育手帳<sup>※</sup>の所持者数を年齢別にみると、各年齢層で増減を繰り返して推移していますが、18～64歳と65歳以上では令和2（2020）年度以降は増加傾向となっています。



(単位：人)

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
人数	18歳未満	17	13	19	18	20
	18～64歳	133	137	130	131	133
	65歳以上	22	23	23	24	26
	合計	172	173	172	173	179
構成比	18歳未満	9.9%	7.5%	11.0%	10.4%	11.2%
	18～64歳	77.3%	79.2%	75.6%	75.7%	74.3%
	65歳以上	12.8%	13.3%	13.4%	13.9%	14.5%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

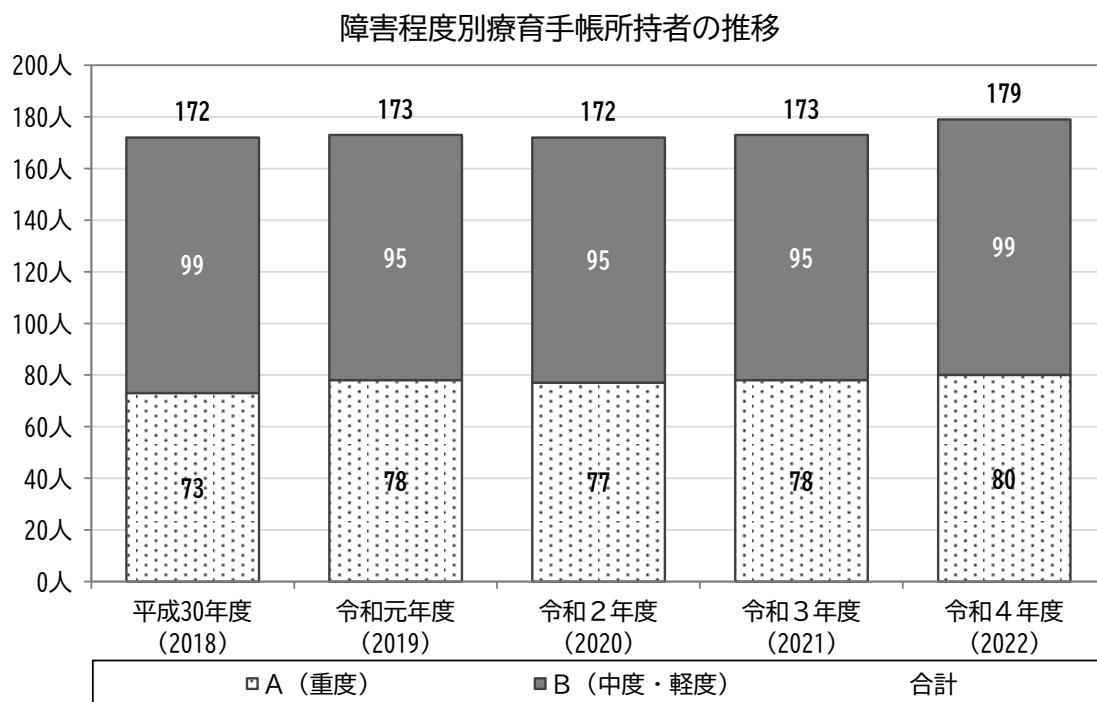
※福祉支援課（各年度末現在）

※<sup>12</sup> 療育手帳：京都府が定める「療育手帳の交付に関する規則」により知的障害と判定された方に対して交付される手帳で、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の支援を受けやすくするために交付される。知的障害者福祉法には療育手帳に関する記述はなく、厚生労働省が昭和48年9月に通知した「療育手帳制度について」を基に各都道府県で基準を定めている。



## ②療育手帳<sup>※13</sup>所持者の障害程度別構成

障害の程度別構成をみると、A（重度）・B（中・軽度）ともに、増減を繰り返して推移しています。



(単位：人)

人数		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
	A (重度)		73	78	77	78
B (中度・軽度)		99	95	95	95	99
合計		172	173	172	173	179
構成比	A (重度)	42.4%	45.1%	44.8%	45.1%	44.7%
	B (中度・軽度)	57.6%	54.9%	55.2%	54.9%	55.3%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

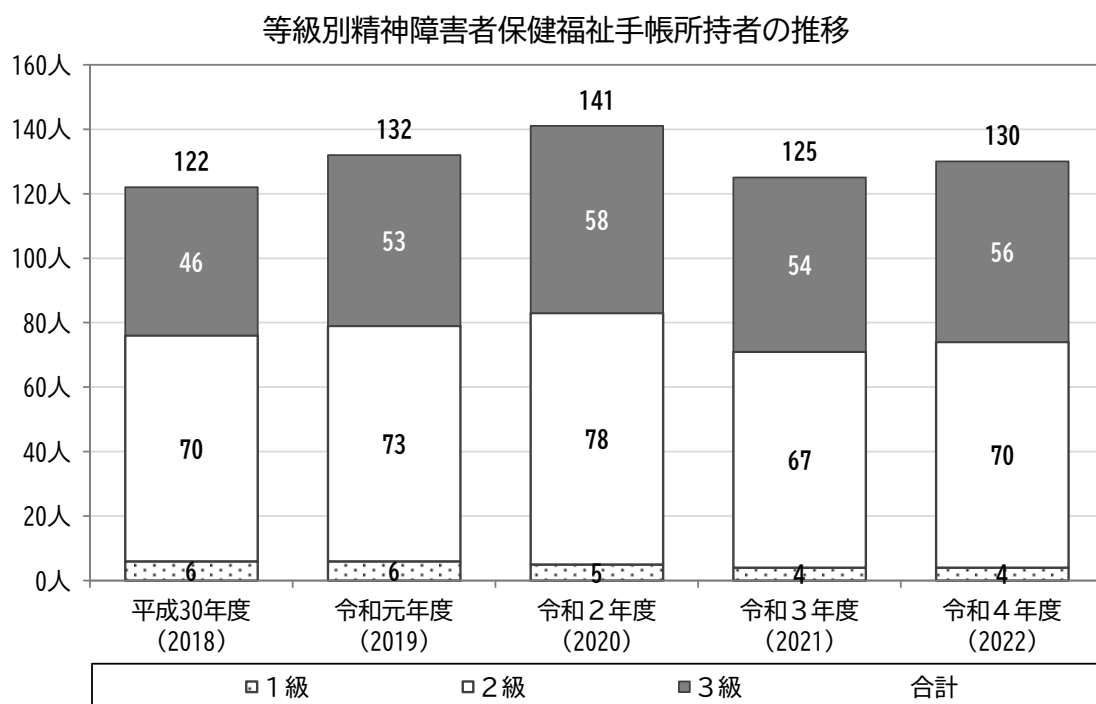
※福祉支援課（各年度末現在）

※<sup>13</sup> 療育手帳：京都府が定める「療育手帳の交付に関する規則」により知的障害と判定された方に対して交付される手帳で、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の支援を受けやすくするために交付される。知的障害者福祉法には療育手帳に関する記述はなく、厚生労働省が昭和48年9月に通知した「療育手帳制度について」を基に各都道府県で基準を定めている。

## (4) 精神障害者の状況

### ①精神障害者保健福祉手帳<sup>※14</sup>所持者の等級別構成

精神障害者保健福祉手帳<sup>※</sup>所持者数を等級別にみると、2級と3級は、令和2（2020）年度までは増加傾向で推移し、以降は増減を繰り返して推移しています。それに伴い、精神障害者保健福祉手帳<sup>※</sup>所持者数全体としても同様の動きがみられます。



(単位：人)

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
人数	1級	6	6	5	4	4
	2級	70	73	78	67	70
	3級	46	53	58	54	56
	合計	122	132	141	125	130
構成比	1級	4.9%	4.5%	3.5%	3.2%	3.1%
	2級	57.4%	55.3%	55.3%	53.6%	53.8%
	3級	37.7%	40.2%	41.1%	43.2%	43.1%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※福祉支援課（各年度末現在）

※<sup>14</sup> 精神障害者保健福祉手帳：精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある者を対象として交付する手帳で障害程度により1級から3級に区分される。

## ②障害者自立支援医療<sup>※15</sup>（精神通院医療）受給者の状況

障害者自立支援医療<sup>※</sup>受給者数は平成30（2018）年度以降減少傾向で推移していましたが、令和4（2022）年度で増加に転じています。

### 障害者自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移

（単位：人）

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
障害者自立支援医療受給者	197	191	186	172	216

※福祉支援課（各年度末現在）

## （5）難病<sup>※16</sup>患者（特定疾患医療受給者）等の状況

特定疾患医療受給者は、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度にかけて増加傾向で推移し、以降は増減を繰り返して推移しています。

また、小児慢性特定疾患医療受給者は、平成30（2018）年度以降、一貫して減少傾向となっています。

### 特定疾患医療受給者の推移

（単位：人）

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
特定疾患医療受給者	129	134	147	133	137
小児慢性特定疾患医療受給者	10	9	8	4	2

※京都府南丹保健所（各年度末現在）

※<sup>15</sup> 障害者自立支援医療：心身の障害を除去・軽減するための医療。医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度がある。

※<sup>16</sup> 難病：発病の原因が明確でないために治療方法が確立しておらず、長期の療養を必要とする疾患。

## 2 計画の目標値及びサービスの実績値

### (1) 成果目標の検証

#### ①福祉施設の入居者の地域生活への移行

令和5年度末時点における福祉施設入所者数は30人となっており、令和元年度末時点より5人の削減となりました。また、地域生活移行者数については0人となっており、こちらは目標達成にはなりませんでした。

#### 【成果目標】

項目	目標	実績
令和元年度末時点の入所者数(A)	35人	
【目標値】(A)のうち、令和5年度までの地域生活移行者数(B)	2人	0人
令和5年度末時点の入所者数(C)	34人	30人
【目標値】入所者数削減見込(A-C)	1人	5人
地域生活移行率(B)/(A)	5.7%	0.0%
入所者数削減率(A-C)/(A)	2.9%	14.3%

#### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療、福祉関係者による協議の場については、本町を含む南丹圏域において設置されており、目標達成となっています。

数値目標に関して、協議の場の開催や参加者数については、目標に近い実績値となっていますが、目標設定及び評価については0回となっています。また、精神障害者の地域定着支援・自立生活援助については、実績が0人となっています。

#### 【成果目標】

項目	実績
【目標値】令和5年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置(圏域内)	設置済 (圏域内)

#### 【数値目標】

項目	目標			実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	3回	3回	2回	2回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	12人	12人	12人	24人	20人	20人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回	0回	0回	0回

精神障害者の地域移行支援	1人	1人	1人	1人	0人	0人
精神障害者の地域定着支援	1人	1人	1人	0人	0人	0人
精神障害者の共同生活援助	8人	8人	8人	9人	7人	7人
精神障害者の自立生活援助	1人	1人	1人	0人	0人	0人

### ③地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等については、周辺市との連携により、圏域にて1箇所整備となっており、目標達成となりました。また、数値目標についても、目標達成となっています。

#### 【成果目標】

項目	目標	実績
【目標値】令和5年度末までに、地域生活支援拠点等を少なくとも1箇所整備（圏域内）	整備（圏域内）	1箇所整備（圏域内）

※地域生活支援拠点等の整備については、地域における複数の機関が分担して、地域生活拠点等の機能を担う「面的整備型」の体制で進めます。

#### 【数値目標】

項目	目標			実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた、年1回以上運用状況の検証及び検討の回数	2回	2回	2回	3回	3回	2回

### ④福祉施設から一般就労への移行等

令和5年度における一般就労移行者数は0人となっています。また、就労定着率8割以上の就労移行支援事業所数についても0か所となっています。

#### 【成果目標】

項目	目標	実績
令和元年度の一般就労移行者数(A)	1人	—
【目標値】令和5年度の一般就労移行者数(B)	2人	0人
【目標値】令和5年度の就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数	1人	0人
【目標値】令和5年度の就労継続支援A型事業利用者の一般就労への移行者数	1人	0人
【目標値】令和5年度の就労継続支援B型事業利用者の一般就労への移行者数	0人	0人

項目	目標	実績
令和5年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の数	2人	0人
【目標値】(A)のうちの就労定着支援事業利用者数	2人	0人

項目	目標	実績
令和5年度末の、就労定着支援事業所数(A)	1箇所	1箇所
【目標値】(A)のうち就労定着率8割以上の就労移行支援事業所数(B)	1箇所	0箇所

### ⑤障害児支援の提供体制の整備等

成果目標については、すべての項目で目標達成となっています。

#### 【成果目標】

項目	目標	実績
【目標値】令和5年度末までの、児童発達支援センターの設置数	1箇所 (圏域内)	1箇所 (圏域内)

項目	目標	実績
【目標値】令和5年度末までに、保育所など訪問支援を利用できる体制を構築(圏域内)	構築 (圏域内)	構築 (圏域内)

項目	目標	実績
【目標値】令和5年度末までの、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1箇所 (圏域内)	1箇所 (圏域内)
【目標値】令和5年度末までの、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1箇所 (圏域内)	1箇所 (圏域内)

項目	目標	実績
【目標値】令和5年度末までに、医療的ケア児 <sup>※17</sup> が適切な支援を受けるための関係機関の協議の場を設置(圏域内)	設置 (圏域内)	設置 (圏域内)
【目標値】令和5年度末までに、医療的ケア児 <sup>※</sup> 等に関するコーディネーターを配置(圏域内)	配置 (圏域内)	配置 (圏域内)

※<sup>17</sup> 医療的ケア児：学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療的ケアが必要な障害児のこと。

## ⑥相談支援体制の充実・強化等

成果目標・数値目標に関して、未達成となっています。

### 【成果目標】

項目	目標	実績
【目標値】令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援を実施する体制を確保（圏域内）	確保 （圏域内）	未確保

### 【数値目標】

項目	目標			実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援体制の有無	有	有	有	無	無	無
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	3件	3件	3件	0件	0件	0件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	3件	3件	3件	0件	0件	0件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	3回	3回	3回	0回	0回	0回

## ⑦障害福祉サービス※<sup>18</sup>等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

各種研修に関する数値目標に関しては、達成となっていますが、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については、未達成となっています。

### 【数値目標】

項目	目標			実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス※等に係る各種研修の活用の有無	有	有	有	有	有	有
障害福祉サービス※等に係る各種研修の参加人数	1人	1人	1人	4人	4人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の有無	無	無	無	無	無	無
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	0回	0回	0回	0回	0回	0回

※<sup>18</sup> 障害福祉サービス：障害者総合支援法に基づいて障害のある人や難病患者を対象に行われる支援の総称。

## (2) 障害福祉サービス<sup>※19</sup>の進捗状況

### ①訪問系サービス

訪問系サービス全体としては、利用者数・利用時間ともに計画値を下回る実績値となっておりますが、各年度、計画値の7割以上の利用がありました。

利用の内訳についてみると、「重度訪問介護」「重度障害者等包括支援」については、利用がありませんでした。

「居宅介護」「同行援護」「行動援護」については継続的な利用がありますが、「同行援護」「行動援護」については、計画で見込んだ値より、低い実績値となっており、新型コロナウイルス感染症<sup>※20</sup>の流行による外出機会の減少に伴い、利用の減少があった可能性があります。

	単位	令和3(2021)年度			令和4(2022)年度			令和5(2023)年度		
		計画値	実績値	実績値/計画値	計画値	実績値	実績値/計画値	計画値	実績値(※)	実績値/計画値
訪問系サービス全体	人	43	37	86.0%	50	36	72.0%	58	37	63.8%
	時間	999	882	88.3%	1,152	825	71.6%	1,330	854.2	64.2%
居宅介護	人	36	34	94.4%	41	34	82.9%	47	35	74.5%
	時間	728	656.5	90.2%	863	596	69.0%	1,023	626.2	61.2%
重度訪問介護	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	時間	0	0	-	0	0	-	0	0	-
同行援護	人	4	1	25.0%	5	1	20.0%	6	0	-
	時間	40	1	2.5%	50	6	12.0%	60	0	-
行動援護	人	3	2	66.7%	4	1	25.0%	5	2	40.0%
	時間	231	224.5	97.2%	239	223.5	93.5%	247	228	92.3%
重度障害者等包括支援	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	時間	0	0	-	0	0	-	0	0	-

(※) 令和5年度実績値については、令和5年10月時点実績(以下同様)

※<sup>19</sup> 障害福祉サービス：障害者総合支援法に基づいて障害のある人や難病患者を対象に行われる支援の総称。

※<sup>20</sup> 新型コロナウイルス感染症：正式名称は「COVID-19」。令和元年の終わり頃に発生した感染症で、世界中に感染が拡大した。



## ②日中活動系サービス

「生活介護」は、計画値は少し下回っていますが、概ね計画で見込んだ値と近い実績値となっています。

「自立訓練（生活訓練）」については利用がありませんでしたが、「自立訓練（機能訓練）」については令和3（2021）年度・4（2022）年度に利用がありました。

「就労移行支援」については令和4（2022）年度で利用があり、「就労継続支援（A型）」については、計画値を上回る実績値となっています。また、「就労継続支援（B型）」は計画値とほぼ変わらない実績値となっています。

「就労定着支援」「療養介護」は、概ね計画値どおりの利用がありました。

「短期入所（福祉型）」は令和3（2021）年度でのみ利用がありました。また、「短期入所（医療型）」は、利用者数は計画値を下回っていますが、利用人日は令和4（2022）年度では計画値を大きく上回っている状況です。

	単位	令和3（2021）年度			令和4（2022）年度			令和5（2023）年度		
		計画値	実績値	実績値 /計画値	計画値	実績値	実績値 /計画値	計画値	実績値	実績値 /計画値
生活介護	人	71	64	90.1%	73	64	87.7%	75	64	85.3%
	人日	1,584	1,360	85.9%	1,709	1,260	73.7%	1,843	1,180	64.0%
自立訓練 （機能訓練）	人	0	1	-	0	1	-	0	0	-
	人日	0	22	-	0	1	-	0	0	-
自立訓練 （生活訓練）	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	-
	人日	4	0	0.0%	4	0	0.0%	4	0	-
就労移行支援	人	2	0	0.0%	2	1	50.0%	2	0	-
	人日	44	0	0.0%	44	22	50.0%	44	0	-
就労継続支援 （A型）	人	5	6	120.0%	5	6	120.0%	5	10	200.0%
	人日	94	125	133.0%	94	117	124.5%	94	217	230.9%
就労継続支援 （B型）	人	60	55	91.7%	64	63	98.4%	68	61	89.7%
	人日	1,020	918.5	90.0%	1,088	1,089	100.1%	1,156	974	84.3%
就労定着支援	人	1	1	100.0%	1	1	100.0%	2	1	50.0%
療養介護	人	4	4	100.0%	4	4	100.0%	4	6	150.0%
短期入所 （福祉型）	人	10	2	20.0%	10	0	0.0%	10	0	-
	人日	50	36	72.0%	50	0	0.0%	50	0	-
短期入所 （医療型）	人	4	2	50.0%	4	2	50.0%	4	2	50.0%
	人日	8	7	87.5%	8	12	150.0%	8	9	112.5%

### ③居住系サービス

「共同生活援助（グループホーム）※<sup>21</sup>」「施設入所支援」については、計画値とほぼ変わらない実績値となっています。

「自立生活援助」については、利用がありませんでした。

	単位	令和3（2021）年度			令和4（2022）年度			令和5（2023）年度		
		計画値	実績値	実績値 /計画値	計画値	実績値	実績値 /計画値	計画値	実績値	実績値 /計画値
共同生活援助・ 共同生活介護	人	25	27	108.0%	25	25	100.0%	25	26	104.0%
施設入所支援	人	35	35	100.0%	35	34	97.1%	35	30	85.7%
自立生活援助	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	-

### ④相談支援

「計画相談支援」については、令和3（2021）年度では計画値と同じ実績値となっており、令和4年度は、計画値の8割程度の実績値となっています。

「地域移行支援」「地域定着支援」については、利用がありませんでした。

	単位	令和3（2021）年度			令和4（2022）年度			令和5（2023）年度		
		計画値	実績値	実績値 /計画値	計画値	実績値	実績値 /計画値	計画値	実績値	実績値 /計画値
計画相談支援	延べ 人	328	328	100.0%	328	268	81.7%	328	135	41.2%
地域移行支援	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	-
地域定着支援	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	-

※<sup>21</sup> グループホーム：地域の住宅（アパート、マンション、一戸建てなど）において数人の知的障害者や精神障害者、身体障害者などが、一定の経済的負担を負って共同で生活するもので、同居あるいは近隣に居住している専任の世話人により食事の提供、相談その他の日常的な支援が行われるもの。

## ⑤障害児支援

「児童発達支援」は、継続的に1名の利用があります。また、「放課後等デイサービス」は令和3（2021）年度では計画値と変わらない実績値でしたが、令和4（2022）年度では計画値を上回る実績値となっています。

「医療型児童発達支援」「保育所等訪問支援」「居宅訪問児童発達支援」については、利用がありませんでした。

「障害児相談支援」は計画値を下回る実績値となっていますが、継続的な利用があります。

「ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム」についても実施しており、8～9名の受講がありました。

	単位	令和3（2021）年度			令和4（2022）年度			令和5（2023）年度		
		計画値	実績値	実績値/計画値	計画値	実績値	実績値/計画値	計画値	実績値	実績値/計画値
児童発達支援	人	2	1	50.0%	2	1	50.0%	2	1	50.0%
	人日	10	2	20.0%	10	4	40.0%	10	4	40.0%
医療型児童発達支援	人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人日	0	0	-	0	0	-	0	0	-
放課後等デイサービス	人	10	9	90.0%	10	13	130.0%	10	11	110.0%
	人日	150	144	96.0%	150	183	122.0%	150	156	104.0%
保育所等訪問支援	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	-
	人日	2	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	-
居宅訪問児童発達支援	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	-
	人日	5	0	0.0%	5	0	0.0%	5	0	-
障害児相談支援	延べ人	24	9	37.5%	24	16	66.7%	24	10	41.7%
医療的ケア児 <sup>※22</sup> に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	-
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（※）	人	1	8	800.0%	1	9	900.0%	1	9	900.0%
ペアレントメンターの人数	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	-
ピアサポート活動への参加人数	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	-

（※）年度をまたぐ事業として実施。プログラム・クールの受講人数を実績値として記載。

※<sup>22</sup> 医療的ケア児：学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療的ケアが必要な障害児のこと。

### (3) 地域生活支援事業の進捗状況

#### ① 必須事業

「相談支援事業」については、計画通り実施されています。また、「成年後見制度<sup>※23</sup>利用支援事業」については、令和3（2021）年度・4（2022）年度での利用はありませんでした。

「意思疎通支援（コミュニケーション支援）事業」については、南丹市と共同で「ふない聴覚言語障害センター」に委託しており、「手話通訳者<sup>※24</sup>派遣事業」「要約筆記者<sup>※25</sup>派遣事業」ともに、各年計画値を下回る実績値となっています。「手話奉仕員<sup>※</sup>養成事業」について、令和3（2021）年度の京丹波町での修了者数は、計画値を上回る実績値となっています。

「日常生活用具給付事業」については、必要な方への給付の実施を継続しています。

「移動支援事業」「重症心身障害者等通院通所支援事業」ともに、概ね計画値どおりの実績値となっています。

「地域活動支援センター<sup>※26</sup>事業」の利用者数は、計画値とほぼ変わらない実績値となっています。

「理解促進研修・啓発事業」については実施していませんが、障害についての理解促進のため、学校における理解学習や住民・企業向けのさまざまな広報・啓発活動を実施しています。

「自発的活動支援事業」については、継続的に事業実施を行っています。

	単位	令和3（2021）年度			令和4（2022）年度			令和5（2023）年度			
		計画値	実績値	実績値/計画値	計画値	実績値	実績値/計画値	計画値	実績値	実績値/計画値	
相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	地域自立支援協議会 <sup>※27</sup>	有無	有	有	-	有	有	-	有	有	-
	基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	-	有	有	-	有	有	-
	住宅入居等支援事業	箇所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
成年後見制度 <sup>※</sup> 利用支援事業	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	

※<sup>23</sup> 成年後見制度：知的障害、精神障害、認知症などの人で、判断力が十分でない場合に、その人を保護し支援するための制度。例えば、介護サービスを利用する場合の契約等の法律行為や預貯金管理等の財産管理に関する法律行為を支援するもの。

※<sup>24</sup> 手話通訳者（手話奉仕員）：話の内容やその場で起こっている音を手話に、または手話を音声に変換して伝えるなどの支援を行う方のこと。手話奉仕員は手話奉仕員養成研修を履修し登録された方、手話通訳者は手話通訳者養成研修履修後に試験に合格し、登録された方。

※<sup>25</sup> 要約筆記者（要約筆記奉仕員）：難聴者や失聴者などに、会議や講義などの内容を手書きやパソコンで入力した文章で伝えるなどの支援を行う方のこと。要約筆記奉仕員は要約筆記奉仕員養成講座を修了し登録された方、要約筆記者は養成カリキュラム受講後に試験に合格し、登録された方。

※<sup>26</sup> 地域活動支援センター：障害のある人等の福祉に関するさまざまな問題について相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、創作活動または生活活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行うことにより、障害のある人等の地域生活の支援を行う施設。

※<sup>27</sup> 地域自立支援協議会：障害のある人の就労、生活支援をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす組織。

		単位	令和3(2021)年度			令和4(2022)年度			令和5(2023)年度		
			計画値	実績値	実績値/計画値	計画値	実績値	実績値/計画値	計画値	実績値	実績値/計画値
意思疎通支援事業	手話通訳者 <sup>※28</sup> 派遣事業	件	230	46	20.0%	230	35	15.2%	230	22	9.6%
	うち京丹波町	件	15	11	73.3%	15	8	53.3%	15	7	46.7%
	要約筆記者 <sup>※29</sup> 派遣事業	件	42	12	28.6%	42	15	35.7%	42	7	16.7%
	うち京丹波町	件	13	6	46.2%	13	6	46.2%	13	4	30.8%
	手話通訳者 <sup>※</sup> 設置事業	箇所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	手話奉仕員 <sup>※</sup> 養成事業	人	25	21	84.0%	25	18	72.0%	25	21	84.0%
	うち京丹波町	人	10	13	130.0%	10	7	70.0%	10	10	100.0%
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	件	2	1	50.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%
	自立生活支援用具	件	8	4	50.0%	8	4	50.0%	8	0	0.0%
	在宅療養等支援用具	件	4	1	25.0%	4	5	125.0%	4	4	100.0%
	情報・意思疎通支援用具	件	5	4	80.0%	5	1	20.0%	5	0	0.0%
	排泄管理支援用具	件	520	499	96.0%	520	450	86.5%	520	430	82.7%
	居住生活動作補助用具(住宅改修費)	件	2	2	100.0%	2	0	0.0%	2	1	50.0%
移動支援事業	移動支援事業	人	16	16	100.0%	16	15	93.8%	16	12	75.0%
		時間	900	540	60.0%	900	808	89.8%	900	504	56.0%
	重症心身障害者等通院通所支援事業	人	25	18	72.0%	25	24	96.0%	25	24	96.0%
地域活動支援センター <sup>※30</sup> 事業	箇所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	
	人	45	44	97.8%	45	44	97.8%	45	26	57.8%	
理解促進研修・啓発事業	有無	有	無	-	有	無	-	有	無	-	
自発的活動支援事業	有無	有	有	-	有	有	-	有	有	-	

※<sup>28</sup> 手話通訳者(手話奉仕員): 話の内容やその場で起こっている音を手話、または手話を音声に変換して伝えるなどの支援を行う方のこと。手話奉仕員は手話奉仕員養成研修を履修し登録された方、手話通訳者は手話通訳者養成研修履修後に試験に合格し、登録された方。

※<sup>29</sup> 要約筆記者(要約筆記奉仕員): 難聴者や失聴者などに、会議や講義などの内容を手書きやパソコンで入力した文章で伝えるなどの支援を行う方のこと。要約筆記奉仕員は要約筆記奉仕員養成講座を修了し登録された方、要約筆記者は養成カリキュラム受講後に試験に合格し、登録された方。

※<sup>30</sup> 地域活動支援センター: 障害のある人等の福祉に関するさまざまな問題について相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、創作活動または生活活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行うことにより、障害のある人等の地域生活の支援を行う施設。

## ②任意事業

「福祉ホーム事業」については、計画値どおりの実績値となっています。

「更生訓練費給付事業」については、利用がありませんでした。

「訪問入浴サービス事業」は、計画値を下回る実績値となっています。

「日中一時支援・生活サポート事業」は、計画値とほぼ変わらない実績値となっています。

「自動車運転免許取得助成事業」については利用がなく、「自動車改造助成事業」については、計画値どおりの実績値となっています。

「要約筆記奉仕員<sup>※31</sup>養成研修」は、南丹市と共同で「ふない聴覚言語障害センター」に事業を委託しており、修了者数は年度ごとにばらつきがありますが、京丹波町においては、令和4（2022）年度に2名、令和5（2023）年度に1名の修了者がありました。

	単位	令和3（2021）年度			令和4（2022）年度			令和5（2023）年度			
		計画値	実績値	実績値 /計画値	計画値	実績値	実績値 /計画値	計画値	実績値	実績値 /計画値	
福祉ホーム事業	箇所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	
	人	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	
更生訓練費給付事業	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	
訪問入浴サービス	人	5	2	40.0%	5	2	40.0%	5	2	40.0%	
日中一時支援・生活サポート事業	箇所	5	4	80.0%	5	4	80.0%	5	4	80.0%	
	人	15	14	93.3%	15	14	93.3%	15	10	66.7%	
社会参加促進事業	自動車運転免許取得助成事業	件	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	自動車改造助成事業	件	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	要約筆記奉仕員 <sup>※</sup> 養成研修	人	5	3	60.0%	5	5	100.0%	5	5	100.0%
	うち京丹波町	人	2	0	0.0%	2	2	100.0%	2	1	50.0%

※<sup>31</sup> 要約筆記者（要約筆記奉仕員）：難聴者や失聴者などに、会議や講義などの内容を手書きやパソコンで入力した文章で伝えるなどの支援を行う方のこと。要約筆記奉仕員は要約筆記奉仕員養成講座を修了し登録された方、要約筆記者は養成カリキュラム受講後に試験に合格し、登録された方。

### 3 アンケート調査の概要

#### (1) アンケート実施概要

##### ①調査目的

本計画の策定にあたり、町内にお住まいの障害者手帳などをお持ちの方や介助・支援をされている方を対象に、生活やサービス利用の状況、福祉施策に対するお考えを把握し、計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

##### ②調査の概要

調査対象者	身体障害者手帳 <sup>※32</sup> 、療育手帳 <sup>※33</sup> 、精神障害者保健福祉手帳 <sup>※34</sup> の所持者と障害者自立支援医療 <sup>※35</sup> （精神通院）受給者証の所有者、難病 <sup>※36</sup> （特定疾患）の方
配布・回収方法	在宅の方：郵送配布・郵送回収 施設入所者：施設で配布・回収
配布・回収期間	令和4（2022）年12月上旬～12月26日
回収状況	配布数：1,292票 / 回収数：589票 / 回収率：45.6%

※<sup>32</sup> 身体障害者手帳：身体障害者福祉法で定められた一定以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として都道府県知事が交付するもの。障害程度により1級から6級に区分される。

※<sup>33</sup> 療育手帳：京都府が定める「療育手帳の交付に関する規則」により知的障害と判定された方に対して交付される手帳で、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の支援を受けやすくするために交付される。知的障害者福祉法には療育手帳に関する記述はなく、厚生労働省が昭和48年9月に通知した「療育手帳制度について」を基に各都道府県で基準を定めている。

※<sup>34</sup> 精神障害者保健福祉手帳：精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある者を対象として交付する手帳で障害程度により1級から3級に区分される。

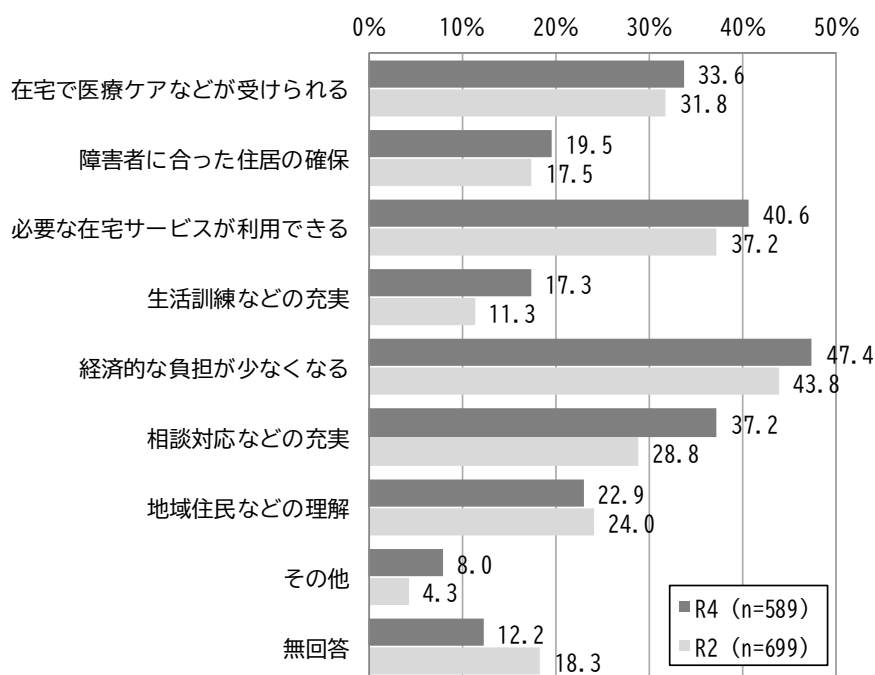
※<sup>35</sup> 障害者自立支援医療：心身の障害を除去・軽減するための医療。医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度がある。

※<sup>36</sup> 難病：発病の原因が明確でないために治療方法が確立しておらず、長期の療養を必要とする疾患。

## (2) アンケート結果概要

### ①地域での生活について

#### ■地域で生活するために必要な支援（複数回答）



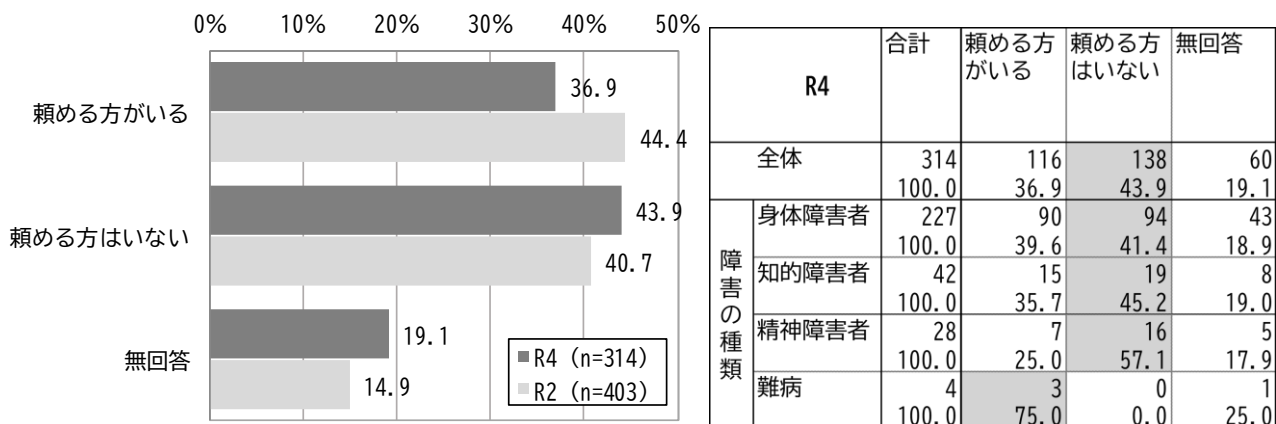
※R4は令和4年に実施した今回調査の結果、R2は令和2年に実施した前回調査（前計画策定時の調査）の結果。  
 ※小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合や、合計と内訳が合わない場合がある。

（以下同様）

地域で生活するためには「経済的な負担が少なくなる」ことが求められている。  
 また、特に「相談対応などの充実」への希望が増加している。

### ②介助者について

#### ■主な介助者以外に、介護・介助を頼める方がいるか（単数回答）【介助者がいる方限定】



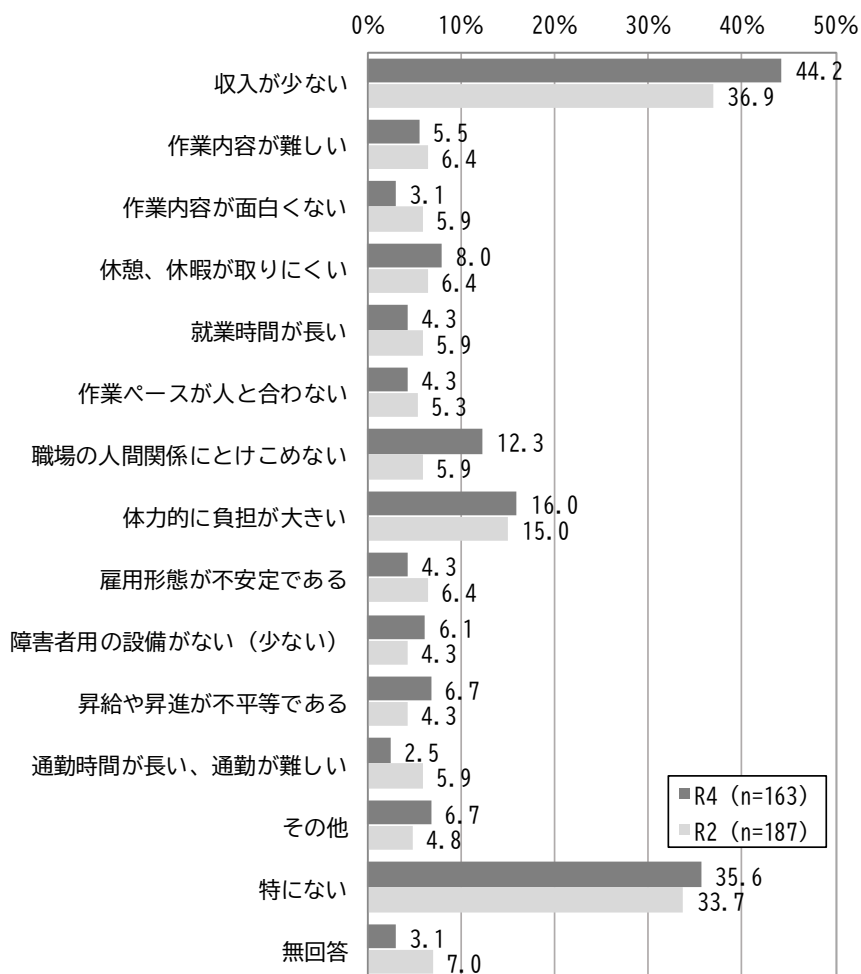
※クロス集計表の表側における障害の種類は複数回答のため、全体と合計値は一致しない。（以下同様）

「頼める方はいない」が43.9%で前回調査から3.2ポイント上昇。  
 特に、精神障害のある人では、57.1%が「頼める方はいない」となっている。

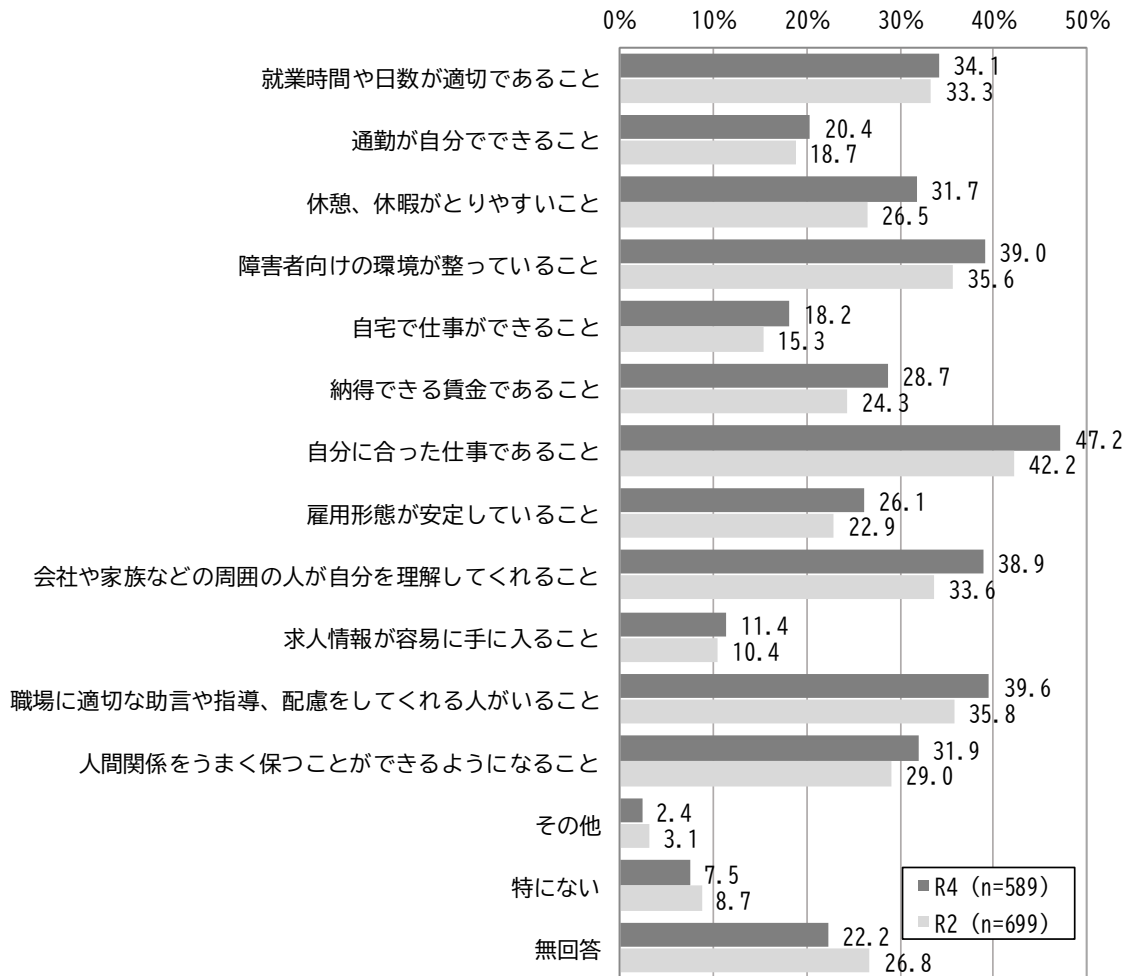


### ③就労について

■仕事をする上で感じる不安や不満（複数回答）【就業者限定】



■障害のある人の就労に必要だと思われること（複数回答）



不安や不満としては、「収入が少ない」が44.2%で最も多く、前回調査からも7.3ポイント上昇している。また、「職場の人間関係にとけこめない」も前回調査から6.4ポイント上昇。

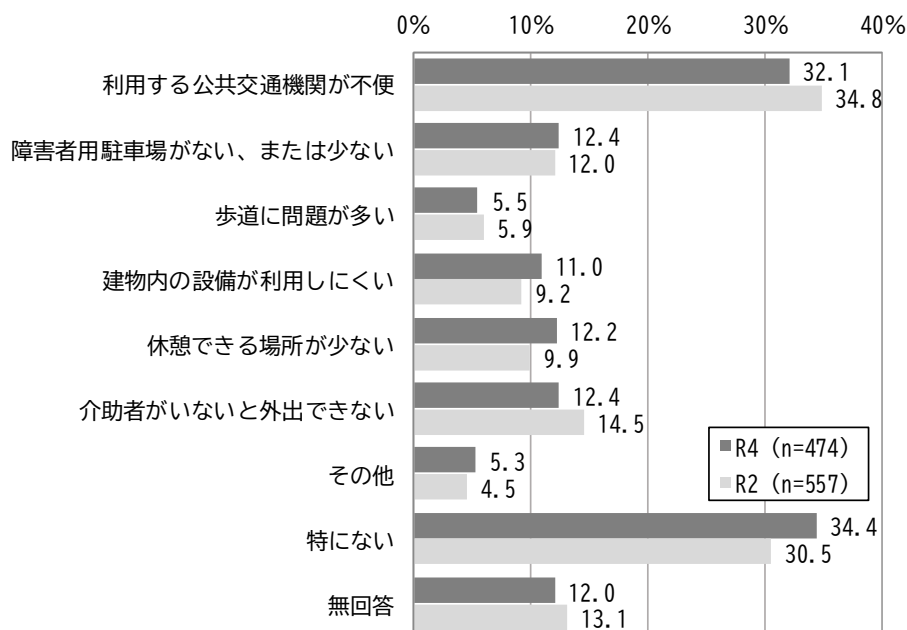
必要なこととしては、「自分に合った仕事であること」が47.2%と最も多い。

また、「職場に適切な助言や指導、配慮をしてくれる人がいること」

「障害者向けの環境が整っていること」も多くなっている。

#### ④外出について

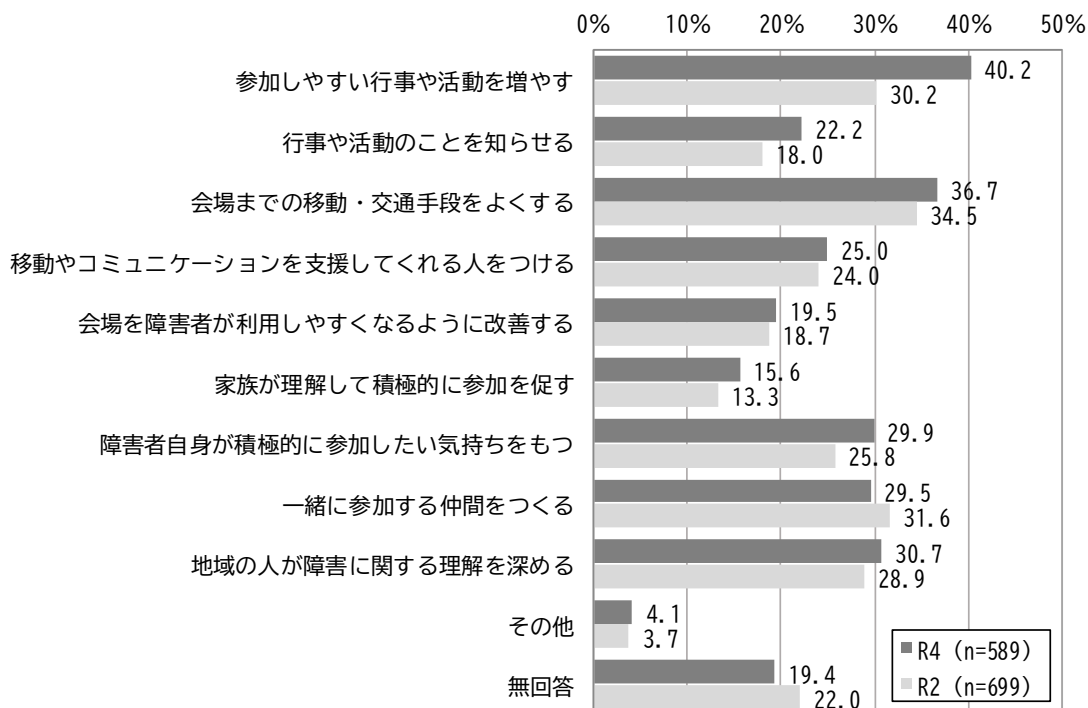
##### ■外出のとき、不便に感じたり困ること（複数回答）【外出する方限定】



「特にない」に次いで「利用する公共交通機関が不便」が多くなっているが、前回調査と比べると、減少傾向。

#### ⑤地域活動への参加について

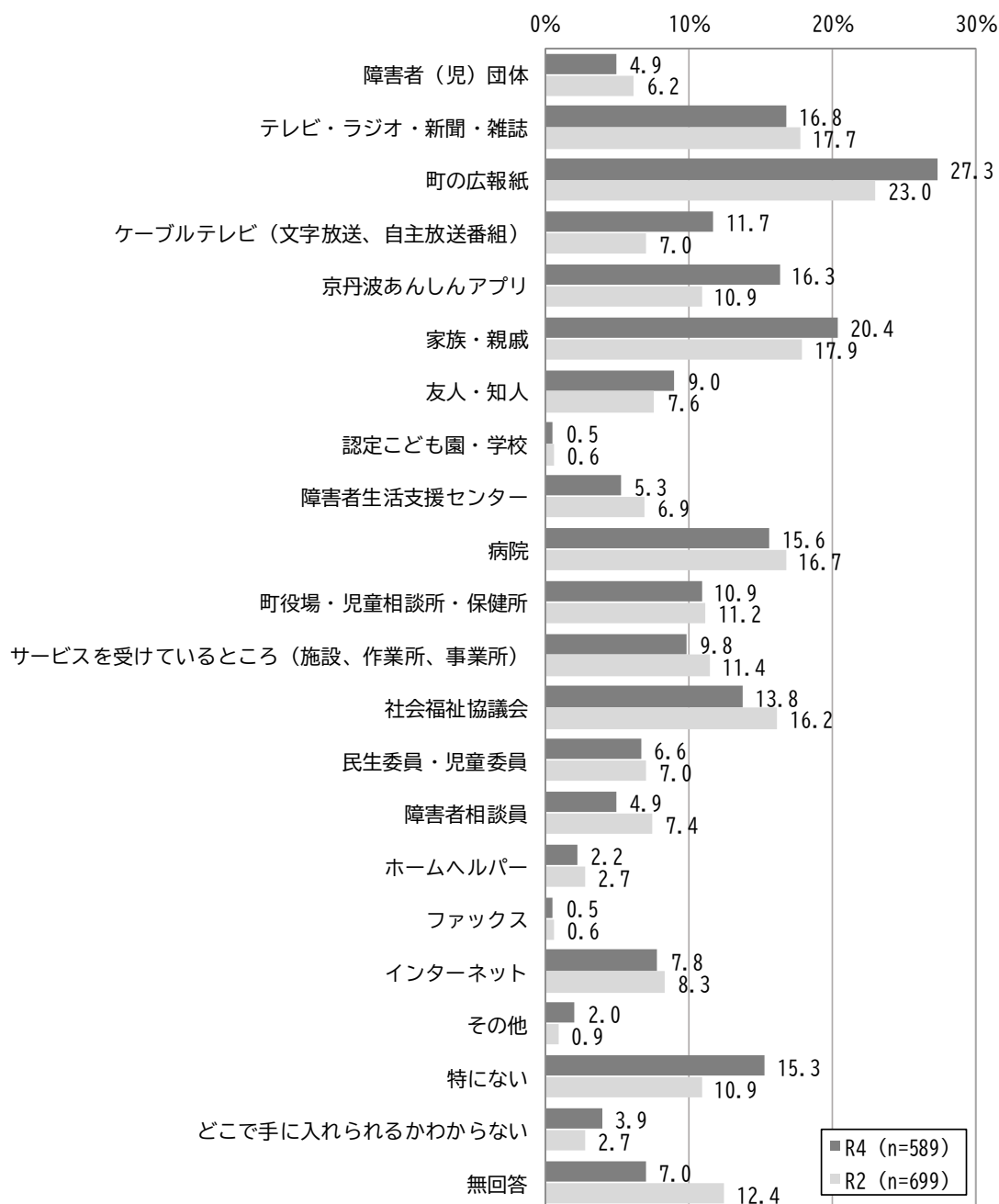
##### ■障害のある人が地域活動に参加しやすくするために大切だと思うこと（複数回答）



「参加しやすい行事や活動を増やす」が40.2%と多く、前回調査から10.0ポイント上昇。次いで、「会場までの移動・交通手段をよくする」も多くなっている。

## ⑥情報入手について

■障害のことや福祉サービスに関する情報の入手方法・媒体（複数回答）

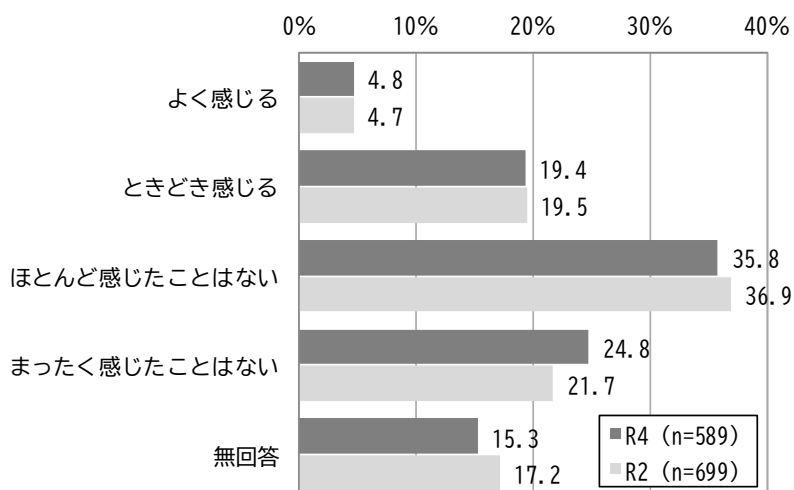


「町の広報紙」が27.3%と最も多くなっている。前回調査と比較すると、「京丹波あんしんアプリ<sup>※37</sup>」が5.4ポイント増となっており、最も増加傾向が強い。

※<sup>37</sup> 京丹波あんしんアプリ：京丹波町とつながるすべての人のために作成された、京丹波町公式の情報アプリ。スマートフォンやタブレット等で、行政などからの情報を受信することができる。

## ⑦差別や偏見、疎外感について

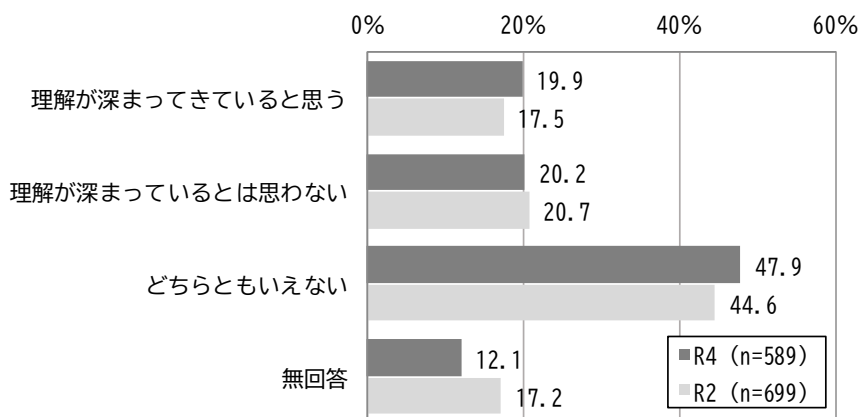
■障害があることで差別や偏見、疎外感を感じることもあるか。(単数回答)



「ほとんど感じたことはない」が35.8%と最も多くなっている。  
「よく感じる」「ときどき感じる」を合わせた『感じる』の割合は24.1%。

## ⑧障害のある人への理解について

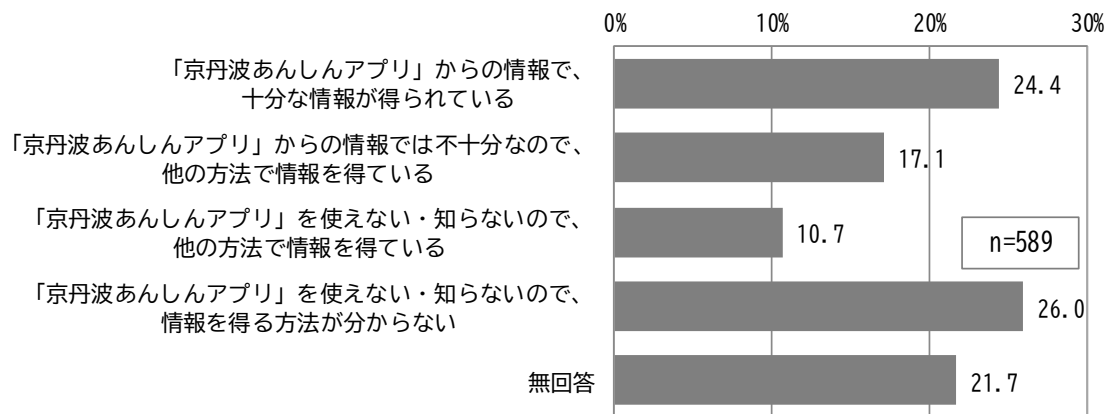
■障害のある人の社会参加について、一般の理解が深まってきていると思うか(単数回答)



「理解が深まってきていると思う」と「理解が深まっているとは思わない」がほぼ同じ割合。  
前回調査と比較すると、「理解が深まってきていると思う」が2.4ポイント増加。

## ⑨災害等発生時の情報発信について

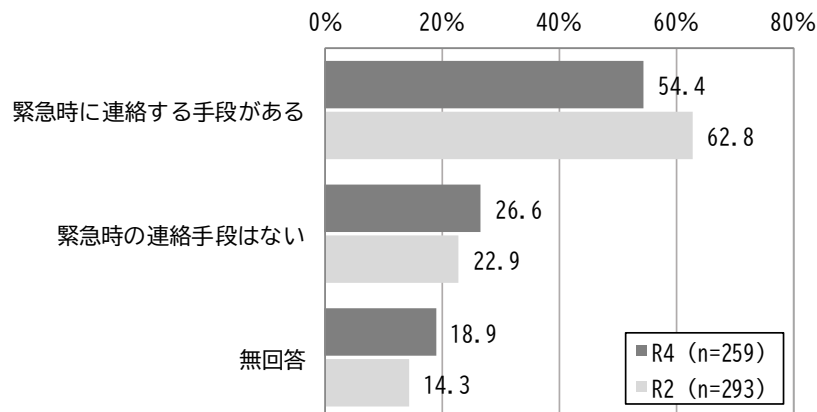
### ■災害発生時の情報発信について、現在の状態が十分かどうか（単数回答）



「アプリ」を使えない・知らないので、情報を得る方法が分からない」が26.0%、「アプリ」からの情報で、十分な情報が得られている」が24.4%となっている。

## ⑩災害等発生時の緊急連絡手段について

### ■緊急時に助けてくれる方へ情報を伝える手段があるか（単数回答）【一人で避難できない方限定】



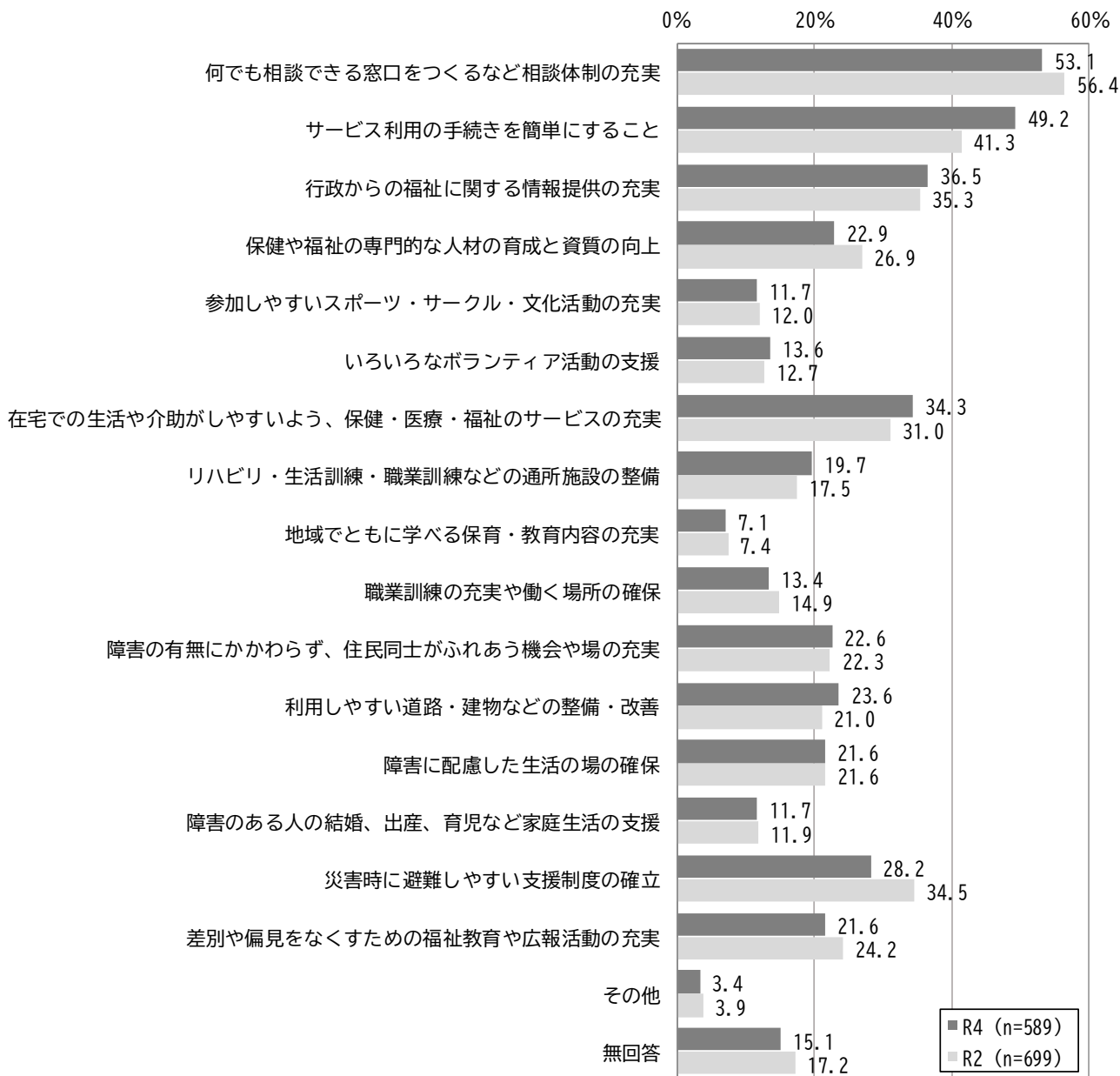
### ■助けてくれる方へ連絡するために、あると良いサポート（記述回答）

主な意見内容	件数
電話する・電話をかけてもらう	33 件
・電話でのサポートがあれば良いと思う。 ・電話をかけてきてもらう。	
簡単に連絡ができる手段の確保	26 件
・緊急時にボタン一つで近所へ知らせるシステムがあればよい。 ・ナースコールの様な、ボタンを押したら役所や消防所等につながるとありがたい。 ・緊急時の専用電話や緊急発信ボタン等があればいいと思う。	
近所・地域での連携・助け合い	
・近所、地域での声かけ。 ・日頃より連絡を密にする。	14 件

「緊急時に連絡する手段がある」が54.4%、「緊急時の連絡手段はない」が26.6%。「電話でのサポート」や「簡単に連絡できる手段の確保」、「近所・地域での助け合い」といったサポートのアイデアがあがっている。

## ⑪今後のまちづくり、障害のある人にとって住みよいまちについて

### ■障害のある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこと（複数回答）



「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が53.1%と最も多い。  
 「サービス利用の手続きを簡単にすること」や「行政からの福祉に関する情報提供の充実」も多くなっている。

## 第3章 計画の基本方針

### 1 計画の基本理念

「第3期京丹波町障害者基本計画」では、障害のある人も自信と誇りを持って、地域の中で自分らしく生きることができ、安心して暮らせるまち、また、地域で暮らすすべての人がお互いに活かしあい、必要とされ、ここに住んでいて良かったと思えるまちづくりの実現をめざし、「みとめあい、ささえあい、自分らしく生きる 京丹波町」を計画の基本理念として、施策の推進を図ってきました。

本計画では、その理念を引き継ぎ、障害のあるなしに関わらず自分らしく生き生きと過ごせるまち、そして、互いに関わり、支え合いながら、地域において自立した暮らしを送れるまちを目指して、計画を推進します。



### 基本理念

みとめあい、ささえあい、  
自分らしく生きる 京丹波町





---

## 2 基本的視点

---

基本理念のもと、各種関連法や国の基本指針を踏まえ、次の基本的な視点に立って計画を推進します。

### (1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人の自立と社会参加の実現を図っていくため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害福祉サービス<sup>※38</sup>等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

### (2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービス<sup>※</sup>の実施等

身体障害・知的障害・精神障害、そして発達障害<sup>※39</sup>や高次脳機能障害<sup>※40</sup>のある人及び難病<sup>※41</sup>患者が地域で障害福祉サービス<sup>※</sup>を受けられることができるよう、サービスの充実を図ります。

また、発達障害<sup>※</sup>や高次脳機能障害<sup>※</sup>のある人、難病<sup>※</sup>患者については、障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図るため、必要な情報提供を行う等の取組により、障害福祉サービス<sup>※</sup>の活用が促されるように努めます。

### (3) 地域生活への移行や地域生活継続への支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人への自立支援の観点から、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、福祉施設等への入所・入院等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応するため、また、障害のある人の生活を地域全体で支えるため、地域生活支援拠点等の地域の社会資源を最大限に活用したサービス提供体制の整備を進めます。

### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりを進めます。

また、地域における条件や地域資源の実態を踏まえながら、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保や重層的支援体制整備事業の活用検討を行い、包括的な支援体制の構築の推進に取り組めます。

---

※<sup>38</sup> 障害福祉サービス：障害者総合支援法に基づいて障害のある人や難病患者を対象に行われる支援の総称。

※<sup>39</sup> 発達障害：人間の初期の発達過程が何らかの原因によって阻害され、認知、言語、社会性、運動などの機能の獲得が障害された状態をいう。発達障害支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害等を発達障害として挙げている。

※<sup>40</sup> 高次脳機能障害：脳卒中などの病気や交通事故などで脳の一部を損傷したために、脳機能の一部に障害が起きた状態のこと。

※<sup>41</sup> 難病：発病の原因が明確でないために治療方法が確立しておらず、長期の療養を必要とする疾患。

## (5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害のある子どもの健やかな育成を支援するため、障害のある子どもやその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援が受けられるよう、支援の充実を図ります。

また、障害のある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

## (6) 障害福祉人材の確保・定着

今後も安定的にサービスを提供していくための人材の確保・定着に向けて、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行います。

また、障害福祉現場におけるハラスメント<sup>※42</sup>対策やICT<sup>※43</sup>・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に向けた取組についても、国や府の指示を受け検討を進めます。

## (7) 障害者の社会参加を支える取組

障害のある人の地域における社会参加を促進するため、ニーズを踏まえた支援を進めます。

また、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえた、障害のある人の個性や能力の発揮及び社会参加の促進や、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえた、視覚障害のある人等の読書環境の整備、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律を踏まえた、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進を図ります。

---

※<sup>42</sup> ハラスメント：「いやがらせ」や「いじめ」を指す言葉。身体的・精神的な攻撃などによって他者に不利益・ダメージを与えたり、相手の嫌がることをして不快感を覚えさせる行為全般のこと。

※<sup>43</sup> ICT：情報通信技術を意味する「Information and Communication Technology」の略で、情報処理だけでなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。情報技術を意味する「IT」とほぼ同義。

### 3 施策体系

基本理念の実現に向けて、以下の施策体系のもと、各種施策を推進していきます。

基本理念	基本目標	主な取り組み
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">みとめあい、ささえあい、自分らしく生きる 京丹波町</p>	<p style="text-align: center;">基本目標 1</p> <p>障害のある人もない人も共に暮らす、地域共生社会の実現</p>	<p>(1)障害のある人に関する理解の促進</p> <p>(2)障害のある人の尊厳の保持</p> <p>(3)障害のある人の社会参加の促進</p> <p>(4)住民との協働の推進</p>
	<p style="text-align: center;">基本目標 2</p> <p>地域での暮らしを推進するサービスや支援の充実</p>	<p>(1)障害福祉サービス<sup>※44</sup>の充実</p> <p>(2)様々な障害種に対する支援体制の整備</p> <p>(3)医療体制の充実と、保健・福祉との連携促進</p> <p>(4)雇用・就労の促進</p>
	<p style="text-align: center;">基本目標 3</p> <p>障害のある子どもの健やかな成長を支援する取組の推進</p>	<p>(1)障害の早期発見・早期療育<sup>※45</sup></p> <p>(2)保育・教育の充実</p> <p>(3)それぞれのニーズに対応した支援の推進</p> <p>(4)放課後活動等の充実</p>
	<p style="text-align: center;">基本目標 4</p> <p>誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進</p>	<p>(1)相談・情報提供体制の充実</p> <p>(2)移動・交通手段の確保</p> <p>(3)居住環境整備に向けた支援</p> <p>(4)安全・安心なまちづくりの推進</p>

※<sup>44</sup> 障害福祉サービス：障害者総合支援法に基づいて障害のある人や難病患者を対象に行われる支援の総称。

※<sup>45</sup> 療育：「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障害のある子どもやその家族、障害に関し心配のある方などを対象として、障害の早期発見・早期治療、訓練などによる障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練などの支援を行うこと。



## 第2部 施策の概要



## 基本目標Ⅰ 障害のある人もない人も共に暮らす、地域共生社会の実現

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現において、重層的支援体制の整備等、取組が進められてきています。

障害の有無に関わらず、だれもが相互に人格と個性を尊重しあいながら共生し、それぞれが役割を持って活躍できる社会の実現をめざし、協働のまちづくりに取り組みます。

### (1) 障害のある人に関する理解の促進

#### ① 広報誌やホームページ、関係団体による啓発活動

住民に向けた福祉意識の啓発や情報提供を行うため、「広報京丹波」や町ホームページ、京丹波あんしんアプリ<sup>※46</sup>等をはじめ、あらゆる媒体を活用するとともに、関係団体・機関と協力しながら住民への啓発活動を推進します。

#### ② 「障害者週間」などの周知

障害者基本法で定める「障害者週間（12月3日～9日）」や「人権週間（12月4日～10日）」について、講演会の実施や啓発物品の配布、地域ごとの周知・啓発活動を推進し、ノーマライゼーション<sup>※47</sup>の理念の普及を図ります。

#### ③ 地域における障害特性の理解と啓発

障害の種別・特性など、それぞれに異なることの理解が深まるよう啓発を進めます。また、内部・聴覚・精神障害などの外見からわかりにくい障害、高次脳機能障害<sup>※48</sup>や発達障害<sup>※49</sup>、強度行動障害<sup>※50</sup>といった更なる周知が必要な障害、社会的な引きこもりなどについて、講座やグループワークの開催、ヘルプマークの周知等により、住民の理解を深めます。

---

※<sup>46</sup> 京丹波あんしんアプリ：京丹波町とつながるすべての人のために作成された、京丹波町公式の情報アプリ。スマートフォンやタブレット等で、行政などからの情報を受信することができる。

※<sup>47</sup> ノーマライゼーション：障害者や健常者の区別なく、誰もが平等に生活できる社会がノーマルであるという考え方のこと。

※<sup>48</sup> 高次脳機能障害：脳卒中などの病気や交通事故などで脳の一部を損傷したために、脳機能の一部に障害が起きた状態のこと。

※<sup>49</sup> 発達障害：人間の初期の発達過程が何らかの原因によって阻害され、認知、言語、社会性、運動などの機能の獲得が障害された状態をいう。発達障害支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害等を発達障害として挙げている。

※<sup>50</sup> 強度行動障害：「本人の健康や身体を著しく損ねる行動」や「周囲の人々に著しい影響を及ぼす行動」が高い頻度で継続して起こり、特別な支援が必要な状態のことを指す。医学的な診断ではなく、行政・福祉において必要な支援を判断するために用いられる用語。

#### **④学校における福祉教育の充実**

小・中学校において、障害についての理解学習や、障害のある人との交流及び共同学習等の一層の推進を図るとともに、通級指導教室の取り組み等を紹介する啓発チラシの発行等により、子どもの頃からの障害についての理解の促進に努めます。

#### **⑤精神障害者や難病<sup>※51</sup>患者に関する啓発の強化**

他の障害と比較して理解の遅れている精神障害に関する意識啓発として、各種講演会や大会等の機会を活用して差別や偏見の解消を進めていきます。

### **(2) 障害のある人の尊厳の保持**

#### **①虐待を防止するための体制の構築**

障害のある人をはじめとする要配慮者が、家庭や施設等で虐待などの人権侵害を受けることのないように、虐待防止の啓発を行うとともに、地域での虐待予防や早期発見、適切な対応を図るため、関係機関や京都府とも連携した支援体制の構築に努めます。

#### **②差別をなくすための啓発の推進**

障害の有無によって分け隔てられることなく、だれもが人格や個性を尊重しあい、平等に暮らせるよう、啓発を推進します。

障害を理由とする差別に関する相談、紛争の防止・解決の取り組みを進めるための体制整備を図ります。

#### **③権利擁護や意思決定支援の推進**

判断能力が不十分な知的障害者、精神障害者、高齢者の権利を守ることができるよう、成年後見支援センターを中心として、積極的な制度案内や情報提供等を行うことにより、成年後見制度<sup>※52</sup>の普及・啓発を図るとともに、社会福祉協議会が推進する地域福祉権利擁護事業の浸透に努めます。利用者のニーズの把握に努め、利用者に寄り添った制度の運用を図るとともに、身寄りがない等の理由から制度の利用が困難な障害のある人に対しては、必要に応じて町が申し立てを行い、権利擁護を図ります。

また、施設やサービスの利用や施設から地域への移行にあたっては、本人の意思が確認されていることが重要です。個々の状況に応じた適切な意思決定支援の推進を、府との連携を図りつつ進めます。

---

※<sup>51</sup> 難病：発病の原因が明確でないために治療方法が確立しておらず、長期の療養を必要とする疾患。

※<sup>52</sup> 成年後見制度：知的障害、精神障害、認知症などの人で、判断力が十分でない場合に、その人を保護し支援するための制度。例えば、介護サービスを利用する場合の契約等の法律行為や預貯金管理等の財産管理に関する法律行為を支援するもの。



### (3) 障害のある人の社会参加の促進

#### ①障害の有無に関わらず交流できる機会の確保

地域活動支援センター<sup>※53</sup>における触れ合い行事や当事者団体とボランティアの交流行事などを行い、障害のある人もない人もともに交流し、ノーマライゼーション<sup>※54</sup>の理念を地域に定着させるため、地域において日常的に交流できる交流の場（ふれあいの場）づくりを推進します。

#### ②文化・芸術活動等の推進

障害のある人や障害者団体などによる文化・芸術活動の取り組みを推進するとともに、講演会や芸術活動などにおいては、手話通訳者<sup>※55</sup>・要約筆記者<sup>※56</sup>の派遣、ヒアリンググループの使用などにより、参加しやすい環境づくりに努めます。

また、障害のある人もない人も、子どもから高齢者まで、さまざまな人が参加・交流できるイベントを推進します。

#### ③各種行事への参加促進

地域行事などに、障害のある人が参加しやすい実施方法や、手話通訳者<sup>※</sup>・要約筆記者<sup>※</sup>の派遣といった参加しやすい環境づくりに取り組むとともに、各種行事や地域活動などへの積極的な参加を促すための周知活動を推進します。

---

※<sup>53</sup> 地域活動支援センター：障害のある人等の福祉に関するさまざまな問題について相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、創作活動または生活活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行うことにより、障害のある人等の地域生活の支援を行う施設。

※<sup>54</sup> ノーマライゼーション：障害者や健常者の区別なく、誰もが平等に生活できる社会がノーマルであるという考え方のこと。

※<sup>55</sup> 手話通訳者（手話奉仕員）：話の内容やその場で起こっている音を手話に、または手話を音声に変換して伝えるなどの支援を行う方のこと。手話奉仕員は手話奉仕員養成研修を履修し登録された方、手話通訳者は手話通訳者養成研修履修後に試験に合格し、登録された方。

※<sup>56</sup> 要約筆記者（要約筆記奉仕員）：難聴者や失聴者などに、会議や講義などの内容を手書きやパソコンで入力した文章で伝えるなどの支援を行う方のこと。要約筆記奉仕員は要約筆記奉仕員養成講座を修了し登録された方、要約筆記者は養成カリキュラム受講後に試験に合格し、登録された方。

## (4) 住民との協働の推進

### ①住民と行政との協力体制の強化

障害のある人や介助者の要望や悩みなどについて、話しあう場を設けるなど、住民と行政がともに障害者福祉について考えられる場の創出を図ります。

### ②障害者団体などへの活動支援

障害者団体などの主体性を尊重しながら、情報提供やネットワーク<sup>※57</sup>づくり、各種団体の運営・行事の支援等を推進します。また、各団体への加入を促進するために、周知活動など必要な支援を行います。

### ③民生委員・児童委員による相談体制の充実

地域での福祉の担い手である民生委員・児童委員の障害のある人に対する認識をさらに深めるため、障害者福祉に関する研修を実施し、地域での相談業務の充実を図ります。また、民生委員・児童委員による日頃の見守りや声かけによる相談しやすい体制づくりに努めます。

### ④ボランティア活動の充実

自主的な活動を行う個人や団体などのボランティア活動を活性化させるため、活動の場や情報の提供などの支援に努めます。また、ボランティア団体の活動状況などについて情報収集・情報提供を積極的に行い、団体間のネットワーク<sup>※</sup>化を推進します。

---

※<sup>57</sup> ネットワーク：本来は網目状の構造とそれを上手に活用するための機能を意味するが、ここでは、人間関係や複数の機関のつながりや連携の意味で用いている。

## 基本目標2 地域での暮らしを推進するサービスや支援の充実

いつまでも、住み慣れた地域で暮らし続けるため、障害のある人が安心して生活を送ることができるよう、障害の特性や個々のニーズに応じたきめ細やかなサービスの充実を図ることは重要です。町内事業所等におけるサービス提供はもちろん、近隣市町や南丹圏域での連携も強化しつつ、サービス提供体制の整備に努めます。また、適切な保健・医療、リハビリテーションの提供を推進し、一人ひとりの健康への関心を高め、健康づくりを促進していきます。

障害のある人が地域でいきいきと自立した生活を送ることができるよう、雇用・就労についても促進を図っていきます。

### (1) 障害福祉サービス<sup>※58</sup>の充実

#### ①居宅における生活支援サービスの充実

障害のある人の居宅での生活支援のためのサービスの充実のため、町内だけでなく近隣市町の事業所を含めた安定したサービス提供基盤の確保と、利用に関する情報提供に努めます。

#### ②日中活動を支援するためのサービスの充実

障害のある人の多様な日中活動の場を確保するため、利用者ニーズを適確に把握しながら、相談支援・情報提供の充実に努めるとともに、町内だけでなく近隣市町の事業所を含めたサービス提供体制の整備に努めます。

#### ③居住支援サービスの充実

障害のある人が地域社会の中で自立した日常生活を営むことができるよう、グループホーム<sup>※59</sup>の設置促進等を検討していきます。

#### ④補装具費の支給

京都府と連携し、障害のある人の身体機能を補完または代替する用具である補装具の購入または修理にかかる費用を、補装具費として利用者に支給します。

---

※<sup>58</sup> 障害福祉サービス：障害者総合支援法に基づいて障害のある人や難病患者を対象に行われる支援の総称。

※<sup>59</sup> グループホーム：地域の住宅（アパート、マンション、一戸建てなど）において数人の知的障害者や精神障害者、身体障害者などが、一定の経済的負担を負って共同で生活するもので、同居あるいは近隣に居住している専任の世話人により食事の提供、相談その他の日常的な支援が行われるもの。

## ⑤地域生活支援事業

障害のある人や介助者の地域生活を支援するため、地域の特性や利用者の状況に応じた事業の継続・発展に努めます。

また、市町村の必須事業である「理解促進研修・啓発事業」「成年後見制度<sup>※60</sup>法人後見支援事業」の実施についても検討を進めていきます。

## ⑥ケアマネジメント<sup>※61</sup>提供体制の充実

障害のある人が、福祉サービス等を適切に組み合わせ、地域の中で安心して生活することができるように、保健・医療・福祉サービス等の調整を図る地域ケア体制の確立をめざします。また、行政と地域住民や関係団体、障害福祉サービス<sup>※62</sup>事業所等との連携を強化し、総合的なケアマネジメント<sup>※</sup>システムの構築に努め、包括的なサービスの提供をめざします。

## ⑦障害福祉サービス<sup>※</sup>事業所との連携強化

町内における障害福祉サービス<sup>※</sup>事業所との連携を強化し、連絡会・勉強会等を通じた困難事例等の検討や情報共有を行うなど、行政・障害福祉サービス<sup>※</sup>事業所・相談支援機関等の関係機関連携ネットワーク<sup>※63</sup>の構築により、サービスの質の向上をめざします。

## ⑧人材確保の推進とICT<sup>※64</sup>を活用した支援者負担の軽減の推進

ニーズに沿ったサービス提供を継続していくための福祉人材の確保に向けて、各種養成講座や研修の実施、資格取得への支援、町としてのPRや周知活動について、福祉分野で連携して進めるほか、町内事業所に就業する意思がある方に対する養成施設等就学費用の貸与等の支援を継続して行います。

また、DX<sup>※65</sup>の推進やICT<sup>※</sup>の活用を図り、支援者の負担軽減に向けた取組を推進します。

---

※<sup>60</sup> 成年後見制度：知的障害、精神障害、認知症などの人で、判断力が十分でない場合に、その人を保護し支援するための制度。例えば、介護サービスを利用する場合の契約等の法律行為や預貯金管理等の財産管理に関する法律行為を支援するもの。

※<sup>61</sup> ケアマネジメント：障害のある人の地域における生活を支援するために、障害のある人の意向を踏まえて、保健・医療・福祉サービスなどを利用調整する援助方法。

※<sup>62</sup> 障害福祉サービス：障害者総合支援法に基づいて障害のある人や難病患者を対象に行われる支援の総称。

※<sup>63</sup> ネットワーク：本来は網目状の構造とそれを上手に活用するための機能を意味するが、ここでは、人間関係や複数の機関のつながりや連携の意味で用いている。

※<sup>64</sup> ICT：情報通信技術を意味する「Information and Communication Technology」の略で、情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。情報技術を意味する「IT」とほぼ同義。

※<sup>65</sup> DX：デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation）の略で、デジタル技術とデータの活用が進むことによって、社会のあり方が根本から革命的に変わること。

## (2) 様々な障害種に対する支援体制の整備

### ① 重度心身障害者への対応

加齢に伴う病状の悪化や身体の働きの低下等により重度になられた障害のある人が、安心して在宅生活を続けられるよう、障害福祉サービス<sup>※66</sup>事業所等と連携し支援します。入院生活から地域での生活に移行するにあたっては、医療的ケアを提供できる体制が必要であることから、医療機関との連携体制の充実を図ります。

また、支援学校卒業後の進路についても、本人と保護者の希望を尊重し、支援を行います。

### ② 難病<sup>※67</sup>患者への支援

難病<sup>※</sup>患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、保健・医療・福祉が連携した地域ケア体制の充実に努めます。

### ③ 精神保健福祉施策の推進

精神障害者やその家族に対して早期の対応ができるよう、さまざまな機関の紹介をはじめとした相談支援体制の充実を図るとともに、相談しやすい地域づくりにより支援を必要とする人の把握に努めます。また、専門の医療機関及び保健所（精神保健福祉相談員）と連携し、精神疾患の早期発見・早期治療に努めるとともに、円滑な社会復帰に向けた支援に努めます。

### ④ 強度行動障害<sup>※68</sup>・高次脳機能障害<sup>※69</sup>への対応

地域の関係機関と連携しながら、強度行動障害<sup>※</sup>や高次脳機能障害<sup>※</sup>のある人に対して適切な支援ができるよう、支援ニーズの把握や支援体制の整備を図ります。

---

※<sup>66</sup> 障害福祉サービス：障害者総合支援法に基づいて障害のある人や難病患者を対象に行われる支援の総称。

※<sup>67</sup> 難病：発病の原因が明確でないために治療方法が確立しておらず、長期の療養を必要とする疾患。

※<sup>68</sup> 強度行動障害：「本人の健康や身体を著しく損ねる行動」や「周囲の人々に著しい影響を及ぼす行動」が高い頻度で継続して起こり、特別な支援が必要な状態のことを指す。医学的な診断ではなく、行政・福祉において必要な支援を判断するために用いられる用語。

※<sup>69</sup> 高次脳機能障害：脳卒中などの病気や交通事故などで脳の一部を損傷したために、脳機能の一部に障害が起きた状態のこと。

### (3) 医療体制の充実と、保健・福祉との連携促進

#### ①健康診査・健康相談の充実

成壮年期を中心とし、各種健康診査、健康教育や健康相談等を通じ生活習慣病の予防や早期発見に努め、これらの結果に基づき指導を行い、適切な治療に結びつけます。また、生活習慣病の予防を重点課題とし、特に若い世代や働く世代の受診しやすい健診体制の検討や、糖尿病重症化予防対策の実施に向けた協議等、予防の視点に基づいた発症予防・重症化予防を中心に保健予防活動を行っていきます。

#### ②生涯にわたる障害の早期発見と早期対応

第2次京丹波町健康増進計画に基づき、乳幼児期から高齢期までの年代ごとの課題に応じた健康づくりを推進し、各種予防施策に努めます。

また、保健・福祉・医療の連携を図り、心の健康づくりから障害の早期発見、適切な医療の確保、社会復帰、自立と社会参加が図れるよう、体制の整備を促進します。

#### ③医療費助成制度の実施

障害者総合支援法による自立支援医療の給付を実施します。また、重度心身障害者医療費助成を、身体障害者手帳<sup>※70</sup>3級・4級の一部所持者、療育手帳<sup>※71</sup>B及び精神障害者保健福祉手帳<sup>※72</sup>1級・2級所持者も含めて実施しています。さらに、福祉のまちづくりの一環として、心身障害者に対し、福祉医療を中心に医療給付などを行います。

#### ④医療体制の充実

医師会、歯科医師会との連携のもと、休日や夜間を含め、住民が必要な時に適切な治療を受けることができるように、医療体制の充実に努めます。

#### ⑤リハビリテーション体制の充実

医療機関などと連携しながら、医学的なりハビリテーション体制の充実に努めます。

---

※<sup>70</sup> 身体障害者手帳：身体障害者福祉法で定められた一定以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として都道府県知事が交付するもの。障害程度により1級から6級に区分される。

※<sup>71</sup> 療育手帳：京都府が定める「療育手帳の交付に関する規則」により知的障害と判定された方に対して交付される手帳で、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の支援を受けやすくするために交付される。知的障害者福祉法には療育手帳に関する記述はなく、厚生労働省が昭和48年9月に通知した「療育手帳制度について」を基に各都道府県で基準を定めている。

※<sup>72</sup> 精神障害者保健福祉手帳：精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある者を対象として交付する手帳で障害程度により1級から3級に区分される。

## (4) 雇用・就労の促進

### ①就労支援体制の強化

企業、障害福祉サービス<sup>※73</sup>事業者、公共職業安定所、なんたん障害者就業・生活支援センター、特別支援学校、行政などの関係機関と連携して、就労支援を推進します。また、地域自立支援協議会<sup>※74</sup>の機能を活かし、障害のある人の就労支援のためのネットワーク<sup>※75</sup>構築に向けた検討を行います。

### ②一般企業への啓発の充実

障害のある人等の雇用促進に関連する法律・制度の広報を推進するとともに、南丹管内でなんたん障害者就業・生活支援センターによる就労セミナーを行い企業との交流や、就労環境の整備等の研修・啓発を進めます。また、障害者雇用の促進を図るため、一般企業に対し障害者雇用のための各種助成制度の周知を図ります。

### ③就労に関する相談体制の充実

障害のある人の就労・雇用に関する相談に対して適切な指導や助言、または情報提供が行えるよう、企業、公共職業安定所（ハローワーク）、なんたん障害者就業・生活支援センター、障害福祉サービス<sup>※</sup>事業所、特別支援学校、行政などの関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

### ④就労移行支援事業の推進

一般企業での雇用、または技術を習得して在宅で就労を希望する人に、一定の期間を設け、一般企業の雇用などへの移行支援を行う「就労移行支援事業」の利用を推進します。

---

※<sup>73</sup> 障害福祉サービス：障害者総合支援法に基づいて障害のある人や難病患者を対象に行われる支援の総称。

※<sup>74</sup> 地域自立支援協議会：障害のある人の就労、生活支援をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす組織。

※<sup>75</sup> ネットワーク：本来は網目状の構造とそれを上手に活用するための機能を意味するが、ここでは、人間関係や複数の機関のつながりや連携の意味で用いている。

## ⑤雇用・就労機会の拡充

雇用型の就労継続支援A型、非雇用型の就労継続支援B型の推進により、就労機会の拡大を図ります。

また、障害のある人が円滑に就職や職場適応できるよう、関係機関と連携しながら、トライアル雇用<sup>※76</sup>の周知などによる就労支援に努めるとともに、一般就労後、障害のある人が安心・安定して働き続けることができるように、職場適応援助者（ジョブコーチ）<sup>※77</sup>の周知や、公共職業安定所及びなつたん障害者就業・生活支援センターとの連携を図り、一般企業に対して職場環境の整備を働きかけます。

---

※<sup>76</sup> トライアル雇用：障害者を原則3か月間試行雇用することで、適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけとしていただくことを目的とした制度。

※<sup>77</sup> 職場適応援助者（ジョブコーチ）：障害者の職場適応に課題がある場合に障害者の職場適応を図るため、職場に向いて障害特性を踏まえた専門的な支援を行う支援者のこと。



## 基本目標3 障害のある子どもの健やかな成長を支援する取組の推進

障害のある子どもが、身近な地域で専門的な療育<sup>※78</sup>や一人ひとりの障害の状況に応じた保育・教育を受けられるよう、障害の早期発見・早期療育<sup>※</sup>に努め、適切な支援へつなげるとともに、障害の状態に応じた保育・教育環境の充実や、教職員の育成等も含めた体制の整備に取り組みます。

また、自立と社会参加に必要な能力を培うため、ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実に向けて、関係機関や保護者とのより一層の連携の強化による、個別の状況に応じた支援の仕組みづくりに取り組みます。

### (1) 障害の早期発見・早期療育<sup>※</sup>

#### ①母子保健事業の推進

安全かつ快適な妊娠・出産から乳幼児の健康診査や保健指導、相談事業の充実を図るとともに、産後ケア事業、産前産後サポート事業などの事業の拡大も検討しながら、個々のニーズを早期に把握し、地域で安心して子育てができるよう、きめ細やかな支援の充実をめめます。また、健康診査の結果、発達に遅れがみられる乳幼児を早期に把握し、精密健康診査を実施することで、障害の早期発見に努めます。

#### ②早期療育<sup>※</sup>の推進

乳幼児健康診査等で要経過観察と診断された乳幼児や、家族の育児不安の影響を受けている乳幼児について、乳幼児とその家族への適切な指導、援助を行うため、療育<sup>※</sup>教室の充実と兄弟姉妹の保育など、各年代、段階に応じた療育<sup>※</sup>支援体制の充実に取り組みます。

#### ③療育<sup>※</sup>相談体制の充実

障害のある子どもが、充実した保育所や幼稚園生活、在宅生活を送れるように、子ども同士のふれあいなどのさまざまな問題に関する相談支援を推進するとともに、相談後のフォローや関係機関との連携の強化を図ります。

#### ④就学前教育の充実

障害の種類や程度に応じた適切な教育の機会を提供するため、就学前から必要に応じて保護者ときめ細やかな情報交換、相談対応などを行うとともに、保護者の同意のもと保育所、幼稚園、小・中学校の情報連携を図り、ライフステージに沿った支援体制づくりに努めます。

---

※<sup>78</sup> 療育：「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障害のある子どもやその家族、障害に関し心配のある方などを対象として、障害の早期発見・早期治療、訓練などによる障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練などの支援を行うこと。

## (2) 保育・教育の充実

### ①障害の状態に応じた保育・教育の充実

障害のある子どもが身近な地域で一人ひとりの障害の状態に応じた適切な保育・教育が受けられるよう、中学校での通級指導教室の設置を要望する等の受け入れ体制の整備や、学習支援員の配置等による、保育・教育内容、体制の充実を図ります。特に、学習障害（LD）<sup>※79</sup>、注意欠陥多動性障害（ADHD）<sup>※80</sup>、高機能自閉症<sup>※81</sup>等障害の多様化等に対応するために、教職員の専門性や指導力の向上に努め、個別の教育支援計画に基づいた教育指導の充実を図ります。

### ②特別支援教育の充実

支援学級を担当する教職員の研修会・交流会の実施等により、教育・指導内容の充実を図るとともに、全教職員についても特別支援教育についての研修の充実に努めます。また、保護者や関係機関との連携強化により、個別の指導計画、教育支援計画のより一層の充実・活用に努めます。

### ③保育所、幼稚園及び学校施設・設備の整備改善

ノーマライゼーション<sup>※82</sup>の理念に基づく教育の推進を基本に、よりよい保育・教育施設の環境整備に努めます。

### ④職員研修の充実

保育所・幼稚園・小中学校・高等学校における障害・発達障害<sup>※83</sup>のある子どもなどへの教育を推進するため、特別支援学校などとの人材の交流を図ります。また、教職員への教育、研修機会の確保により、障害のある子どもへの理解促進を図るとともに、通級指導教室担当者の育成等も含めた人材の育成や指導力の向上、学習支援員の研修機会の確保に取り組みます。

---

※<sup>79</sup> 学習障害（LD）：基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな障害を指すもの。

※<sup>80</sup> 注意欠陥多動性障害（ADHD）：年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

※<sup>81</sup> 高機能自閉症：3歳くらいまでに現れ、①他人との社会的関係形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

※<sup>82</sup> ノーマライゼーション：障害者や健常者の区別なく、誰もが平等に生活できる社会がノーマルであるという考え方のこと。

※<sup>83</sup> 発達障害：人間の初期の発達過程が何らかの原因によって阻害され、認知、言語、社会性、運動などの機能の獲得が障害された状態をいう。発達障害支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害等を発達障害として挙げている。

### (3) それぞれのニーズに対応した支援の推進

#### ① ライフステージに応じた支援の充実

個別の状況に応じた乳幼児期からの個別支援計画の作成等により、教育、医療、福祉等の関係機関の連携強化を図り、継続的で一貫性のある支援体制の整備に努めます。また、特別支援学校との連携の強化を図りながら、幅広い分野の専門的知識や技術を、小・中学校教育において総合的に活用するとともに、卒業後も支援が継続できる効果的な連携を推進します。

#### ② 発達障害<sup>※84</sup>への支援

関係機関との連携を深め、学習障害（LD）<sup>※85</sup>や注意欠陥多動性障害（ADHD）<sup>※86</sup>など、発達障害<sup>※</sup>の早期発見に努めるとともに、専門職の配置や計画的な研修の実施等により、子どもの年代やさまざまな実態に即した療育<sup>※87</sup>支援体制の強化を図ります。また、発達障害<sup>※</sup>についての住民の理解を深めるため、広報や母子保健事業等による啓発を図ります。

### (4) 放課後活動等の充実

#### ① 放課後活動等の充実

放課後等デイサービス事業所の活用を促進し、利用しやすい体制を整えられるよう、関係機関の連携を図るとともに、京都府とも連携し、受入体制等の環境が充実出来るよう推進していきます。また、地域性の課題や個別のニーズに対応できるよう、地域生活支援事業における日中一時支援事業の活用、連携の充実も図っていきます。

障害の有無に関わらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれの子どもが互いに学び合う経験を持てるよう、年少期からのインクルージョン<sup>※88</sup>推進を図ります。

---

※<sup>84</sup> 発達障害：人間の初期の発達過程が何らかの原因によって阻害され、認知、言語、社会性、運動などの機能の獲得が障害された状態をいう。発達障害支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害等を発達障害として挙げている。

※<sup>85</sup> 学習障害（LD）：基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな障害を指すもの。

※<sup>86</sup> 注意欠陥多動性障害（ADHD）：年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

※<sup>87</sup> 療育：「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障害のある子どもやその家族、障害に関し心配のある方などを対象として、障害の早期発見・早期治療、訓練などによる障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練などの支援を行うこと。

※<sup>88</sup> インクルージョン：障がいの有無に関わらず、すべての子どもたちを含めて、包括した教育の取組や地域社会への参画を進めること。（include（インクルード）は含めるという意味の英単語。）

## 基本目標4 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進

バリアフリー、ユニバーサルデザイン<sup>※89</sup>の視点が入り入れられたまちづくりの推進は、障害のある人だけでなく、地域のすべての人が快適に過ごせる環境を整備することに繋がります。居住環境の整備や移動への支援、災害時における対応等、だれもが住み慣れたまちでいつまでも安心・安全に暮らすためのまちづくりに向けた取組を推進します。

また、困った時に相談する先が身近にあることは大きな安心に繋がります。相談体制の充実に向けた取組の推進を図るとともに、相談等をはじめとする福祉に関する情報が誰にでも届くような発信の強化も進めていきます。

### (1) 相談・情報提供体制の充実

#### ① 身近な相談機能の充実

身近な地域における相談者となる身体障害者相談員、知的障害者相談員、こころの健康推進員、民生委員・児童委員、障害者団体等と連携しながら、相談機能の充実を図ります。また、相談支援事業者へ相談支援事業を委託するなど、地域自立支援協議会<sup>※90</sup>の機能も活かし、障害のある人が相談しやすい体制を構築するとともに、相談員をより身近に感じてもらえるよう、周知方法を検討します。

さらに、京都府家庭支援総合センターが実施する身体障害者巡回更生相談なども効果的に活用し、障害などの問題について専門的に相談できる体制を整備します。

#### ② 保健福祉センターなどを活用した基幹的な相談体制の充実

保健福祉センターなどにおいて、保健・医療・福祉間の連携を図りながら、きめ細やかな相談支援体制の充実に努めます。

#### ③ 専門的な相談体制の充実

保健師や精神保健福祉士などの専門的職員、専門的な相談機関、相談支援事業者などとの連携を強化し、相談に適切かつ迅速に対応できる体制を整備します。

---

※<sup>89</sup> ユニバーサルデザイン：特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、さまざまな違いを越えてすべての人のことを念頭に置いて考慮し、計画・設計することや、そのようにしたものを指す。

※<sup>90</sup> 地域自立支援協議会：障害のある人の就労、生活支援をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす組織。

## **④情報伝達手段・意思疎通支援の充実**

だれもが容易に情報を入手できる環境づくりに努めます。また、多様な広報媒体を障害のある人が利用しやすいよう、点字や音声による案内、点訳や朗読、手話通訳者<sup>※91</sup>・要約筆記者<sup>※92</sup>などを派遣することなどにより、障害の種類に配慮した情報伝達手段の充実を図ります。

## **(2) 移動・交通手段の確保**

### **①公共施設のバリアフリー化の推進**

「京都府福祉のまちづくり条例」「バリアフリー新法」「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」等の趣旨に基づき、公共施設へのスロープや障害者用トイレ、手すりの設置、歩道の段差解消、点字ブロックの敷設等の実施を継続するなど、公共施設のバリアフリー化を計画的に推進します。

### **②民間施設への啓発**

障害のある人をはじめ、すべての人が安心・快適に施設を利用できるよう、「バリアフリー新法」や「京都府福祉のまちづくり条例」の周知を図り、事業者などへの理解促進と施設の整備・改善を要請していきます。

### **③道路・交通環境の整備**

障害のある人の歩行の安全を確保し、事故を防止するため、歩道の拡張や段差・傾斜の解消、白線などの誘導ラインや点字ブロック等の整備のほか、ガードレールやカーブミラー、道路照明の設置等すべての人にとって安全な道路・交通環境の整備に努めます。また、道路標識や案内板の改良、音響装置付信号機の設置など、設備の改善に向け働きかけます。

### **④公共交通機関の整備**

町営バス運行について、障害のある人を含むすべての人が安心して利用できるよう、利便性の向上に努めるとともに、計画的に車両の更新を行い安心して快適なバス運行に努めます。JR各駅においては、和知駅が核となり町内の各駅が使いやすい駅となるよう努めるとともに、駅のバリアフリー化やICカード導入に向け働きかけを行います。

---

※<sup>91</sup> 手話通訳者（手話奉仕員）：話の内容やその場で起こっている音を手話に、または手話を音声に変換して伝えるなどの支援を行う方のこと。手話奉仕員は手話奉仕員養成研修を履修し登録された方、手話通訳者は手話通訳者養成研修履修後に試験に合格し、登録された方。

※<sup>92</sup> 要約筆記者（要約筆記奉仕員）：難聴者や失聴者などに、会議や講義などの内容を手書きやパソコンで入力した文章で伝えるなどの支援を行う方のこと。要約筆記奉仕員は要約筆記奉仕員養成講座を修了し登録された方、要約筆記者は養成カリキュラム受講後に試験に合格し、登録された方。

## **⑤移動支援体制の構築**

障害のある人の日常生活における活動や社会参加が制約されないよう、行動援護や地域生活支援事業における移動支援事業の充実に努めます。また、就労や就学に向けたより良い移動支援に向けた検討を進めるとともに、住民が自然に障害のある人や高齢者の移動に協力することができるよう、理解の促進を図ります。

## **⑥新たな交通手段の確保**

高齢者の免許証自主返納やコミュニティ・カーシェアリング<sup>※93</sup>について、支援するとともに町営バスの運行の充実に努める等、民間事業者などとも連携し、町全体で移動支援体制の整備に努めます。また、誰もが安心して移動できるよう、利用者のニーズに即したデマンド交通<sup>※94</sup>の導入を行うことで移動手段の確保に努めます。

## **(3) 居住環境整備に向けた支援**

### **①公営住宅の整備**

障害のある人をはじめ、だれもが地域で安心・快適に暮らすことができるよう、公営住宅などにおけるバリアフリー化を進めます。

### **②住宅改修への支援**

障害のある人等が日常生活を送りやすくなるよう、手すりの取り付けや段差の解消など、居住における住宅改修の支援により、住みやすく暮らしやすい環境づくりを推進します。

---

※<sup>93</sup> コミュニティ・カーシェアリング：地域やご近所の方向士で、車を共同で利用し、支え合う活動。地域住民が支え合うことを目的とした、住民が主体となって運営する地域の新たな交通手段の一つ。

※<sup>94</sup> デマンド交通：定時・定路線のバス運行ではない、予約型の運行形態の輸送サービスのこと。電話予約など、利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一つの形態。

## (4) 安全・安心なまちづくりの推進

### ①地域防災体制の充実

京丹波町防災連絡協議会により、関係機関で情報共有を行い、行政と自治会、民生児童委員、消防団が相互に連携できる体制づくりに努めます。各種団体との連携強化や自主防災組織の設立を推進する等、有事の際に連携していけるよう組織の体制充実を図ります。

また、気象警報発表時の行動について連携を強化するとともに、連携強化のため訓練等も実施します。

### ②京丹波町避難行動要支援者避難支援プランの推進

災害時における要支援者の支援体制について、要支援者の情報把握や防災情報の伝達、避難誘導等の支援体制の整備を図ります。

また、障害のある人本人、または家族等の了解のもと、登録者名簿を民生委員等関係機関と共有し、平常時からの見守り体制を確保します。緊急時においては、登録を希望されていない方も含め、名簿をもとにした避難支援を実施します。

### ③地域防犯体制の充実

悪徳商法などの被害を未然に防ぐため、ホームページや京丹波あんしんアプリ<sup>※95</sup>、文字放送など多様なメディアを活用した情報提供に取り組むとともに、苦情などに対する相談体制の充実に取り組みます。また、警察や自治会、その他の関係機関との連携のもと、地域ぐるみで防犯体制の充実に努めます。

---

※<sup>95</sup> 京丹波あんしんアプリ：京丹波町とつながるすべての人のために作成された、京丹波町公式の情報アプリ。スマートフォンやタブレット等で、行政などからの情報を受信することができる。





**第3部 成果目標・サービスの見込み量  
(障害福祉計画・障害児福祉計画)**



## 第1章 令和8年度の目標（成果目標）

### （1）福祉施設の入居者の地域生活への移行

国の基本指針に定める数値目標の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減することを基本とする。</li> <li>目標値の設定にあたっては、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。</li> </ul>

地域の実情を踏まえ、令和8年度末には2人が地域生活へ移行し、施設入所者数は34人とすることを目標とします。

#### 【成果目標】

項目	数値
令和4年度末時点の入所者数 (A)	35人
【目標値】(A)のうち、令和8年度までの地域生活移行者数 (B)	2人
令和8年度末時点の入所者数 (C)	34人
【目標値】入所者数削減見込 (A-C)	1人
地域生活移行率(B)/(A)	5.7%
入所者数削減率(A-C)/(A)	2.9%

### （2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針に定める数値目標の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年度末までにすべての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。</li> <li>医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましく、市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。</li> </ul>

保健、医療、福祉関係者が連携する重層的支援体制について、本町を含む南丹圏域において整備し、障害者への支援を引き続き実施していきます。

#### 【成果目標】

項目
【目標値】保健、医療、福祉関係者による重層的支援体制の整備 整備済（圏域内）

## 【数値目標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	3回	3回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	12人	12人	12人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援	1人分	1人分	1人分
精神障害者の地域定着支援	1人分	1人分	1人分
精神障害者の共同生活援助	8人分	8人分	8人分
精神障害者の自立生活援助	1人分	1人分	1人分
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	1人分	1人分	1人分

## （3）地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針に定める数値目標の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、年1回以上の運用状況の検証をすることを基本とする。</li> <li>令和8年度末までに、強度行動障害<sup>※96</sup>を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。</li> </ul>

地域生活支援拠点については、本町を含む南丹圏域において整備しています。また、強度行動障害者<sup>※</sup>への支援体制についても整備を進めます。

## 【成果目標】

項目
【目標値】地域生活支援拠点等 整備済（圏域内）
【目標値】令和8年度末までに、強度行動障害 <sup>※</sup> を有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制を整備

※<sup>96</sup> 強度行動障害：「本人の健康や身体を著しく損ねる行動」や「周囲の人々に著しい影響を及ぼす行動」が高い頻度で継続して起こり、特別な支援が必要な状態のことを指す。医学的な診断ではなく、行政・福祉において必要な支援を判断するために用いられる用語。

**【数値目標】**

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
機能の充実のためのコーディネーターの配置人数	1人	1人	1人
機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数（年間）	3回	3回	3回

**（４）福祉施設から一般就労への移行等**

国の基本指針に定める数値目標の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。また、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。</li> <li>→就労移行支援事業：令和元年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上</li> <li>→就労継続支援A型事業：令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上</li> <li>→就労継続支援B型事業：概ね1.28倍以上</li> <li>・就労移行支援事業所のうち、事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。</li> <li>・就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とし、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。</li> </ul>

今後も障害のある人の更なる雇用促進を図るため、公共職業安定所（ハローワーク）やなんたん障害者就業・生活支援センター等関係機関との連携強化等により、就労機会確保に向けた取組を進め、一般就労への移行をめざします。

また、就労移行支援事業・就労定着支援事業等の利用についても促進していきます。

**【成果目標】**

項目	数値
令和3年度の一般就労移行者数	2人
令和3年度の就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数	0人
令和3年度の就労継続支援A型事業利用者の一般就労への移行者数	0人
令和3年度の就労継続支援B型事業利用者の一般就労への移行者数	2人
【目標値】令和8年度の一般就労移行者数	5人
【目標値】令和8年度の就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数	1人
【目標値】令和8年度の就労継続支援A型事業利用者の一般就労への移行者数	1人
【目標値】令和8年度の就労継続支援B型事業利用者の一般就労への移行者数	3人

項目	数値
令和8年度の就労移行支援事業所数	1事業所
【目標値】就労移行支援事業利用終了後、一般就労へ移行した人の割合が5割以上の事業所数	1事業所
割合 (B) / (A)	100.0%

項目	数値
令和3年度の就労定着支援事業利用者数	1人
【目標値】令和8年度の就労定着支援事業利用者数	2人

項目	数値
令和8年度末の、就労定着支援事業所数 (A)	1事業所
【目標値】(A)のうち就労定着率7割以上の就労移行支援事業所数 (B)	1事業所
割合 (B) / (A)	100.0%

## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針に定める数値目標の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置（単独設置が困難な場合は、圏域での設置も可）することを基本とする。</li> <li>保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン<sup>※97</sup>）を推進する体制を構築することを基本とする。</li> <li>令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保（単独設置が困難な場合は、圏域での確保も可）することを基本とする。</li> <li>令和8年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児<sup>※98</sup>等に関するコーディネーターを配置（単独設置が困難な場合は、都道府県が関与した上での圏域での設置も可）することを基本とする。</li> </ul>

南丹圏域内に設置されている児童発達支援センター、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所との連携を強化し、障害のある子どもが身近な地域で発達支援を受けることができるよう、引き続き重層的な地域支援体制の構築をめざします。また、医療的ケア児<sup>※</sup>に対する支援についても、関係機関の協議の場や医療的ケア児<sup>※</sup>等に関するコーディネーターを活用し、引き続き取組を推進していきます。

※<sup>97</sup> インクルージョン：障がいの有無に関わらず、すべての子どもたちを含めて、包括した教育の取組や地域社会への参画を進めること。（include（インクルード）は含めるという意味の英単語。）

※<sup>98</sup> 医療的ケア児：学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療的ケアが必要な障害児のこと。

## 【成果目標】

項目
【目標値】 児童発達支援センターの設置数 整備済（圏域内）
【目標値】 令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン <sup>※99</sup> ）を推進する体制を構築（圏域内）

項目
【目標値】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所 設置済（圏域内）
【目標値】 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所 設置済（圏域内）

項目
【目標値】 医療的ケア児 <sup>※100</sup> が適切な支援を受けるための関係機関の協議の場 設置済（圏域内）
【目標値】 医療的ケア児 <sup>※</sup> 等に関するコーディネーター 配置済（圏域内）

## （6）相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針に定める数値目標の考え方
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、地域の相談支援体制の強化に努めること。</li><li>・ 地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。</li></ul>

相談支援体制の充実・強化に向けた、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保に努めます。

## 【成果目標】

項目
【目標値】 基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保
【目標値】 個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組実施に向けた必要な協議会の体制を確保

※<sup>99</sup> インクルージョン：障がいの有無に関わらず、すべての子どもたちを含めて、包括した教育の取組や地域社会への参画を進めること。（include（インクルード）は含めるという意味の英単語。）

※<sup>100</sup> 医療的ケア児：学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療的ケアが必要な障害児のこと。

【数値目標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置の有無	無	無	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0件	0件	1件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	0件	0件	1件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	0回	0回	1回
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	0回	0回	1回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	0人	0人	1人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	0回	1回	1回
協議会参加事業者数	0事業所	2事業所	2事業所
協議会参加機関数	0機関	2機関	2機関
協議会の専門部会の設置数	0部会	1部会	1部会
協議会の専門部会の実施回数	0回	1回	1回



## (7) 障害福祉サービス<sup>※101</sup>等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針に定める数値目標の考え方
・利用者が必要とする障害福祉サービス <sup>※</sup> 等を提供していくため、令和8年度末までに、障害福祉サービス <sup>※</sup> 等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

障害福祉サービス<sup>※</sup>等に係る研修や、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果等を活用し、サービス等の質を向上させるための取組を行います。

### 【成果目標】

項目
【目標値】 令和8年度末までに、サービスの質の向上を図るための体制を構築

### 【数値目標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス <sup>※</sup> 等に係る各種研修の活用の有無	有	有	有
障害福祉サービス <sup>※</sup> 等に係る各種研修の参加人数	3人	3人	3人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の有無	無	無	無
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	0回	0回	0回

※<sup>101</sup> 障害福祉サービス：障害者総合支援法に基づいて障害のある人や難病患者を対象に行われる支援の総称。

## 第2章 障害福祉サービス※<sup>102</sup>等の見込みと確保方策

### (1) 訪問系サービス

訪問系サービスとは、在宅で訪問を受け、日常生活における介護などを受けるサービスで、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス全体	人分/月	38	38	38
	時間分/月	857	857	857
居宅介護	人分/月	35	35	35
	時間分/月	627	627	627
重度訪問介護	人分/月	0	0	0
	時間分/月	0	0	0
同行援護	人分/月	1	1	1
	時間分/月	4	4	4
行動援護	人分/月	2	2	2
	時間分/月	226	226	226
重度障害者等包括支援	人分/月	0	0	0
	時間分/月	0	0	0

#### ■居宅介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排泄・食事などの身体介護や、洗濯・掃除などの家事援助を行います。

#### ■重度訪問介護

重度の肢体不自由者や重度の知的障害者、精神障害者など常時介助を要する人を対象に、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排泄・食事など生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動支援などを総合的に行います。

#### ■同行援護

重度の視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出時において、移動に必要な情報提供や移動の援護を行います。

#### ■行動援護

知的障害や精神障害によって行動上著しい困難があるため常時介護を要する人に、危険回避のため必要な支援や、外出時において移動中の介護等を行います。

#### ■重度障害者等包括支援

介護の必要性が著しく高い人（障害支援区分6、子どもについては区分3相当）で、意思の疎通に著しい困難を伴う人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。

※<sup>102</sup> 障害福祉サービス：障害者総合支援法に基づいて障害のある人や難病患者を対象に行われる支援の総称。

## 【見込み量の確保方策】

町内だけでなく近隣市の事業所を含め、安定したサービス提供基盤の確保と、利用に関する情報提供に努めるとともに、必要な支援の確保に取り組みます。

また、障害の種別・程度に応じた介護技術の向上をめざして、専門的技術等の情報提供やヘルパー等人材の資質向上についてサービス事業所に働きかけていきます。

## (2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、施設において日中にサービスを利用するもので、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、就労選択支援、療養介護、短期入所（福祉型、医療型）があります。

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人	64	64	64
	人日/月	1,267	1,267	1,267
自立訓練（機能訓練）	人	1	1	1
	人日/月	8	8	8
自立訓練（生活訓練）	人	0	0	0
	人日/月	0	0	0
就労移行支援	人	1	1	1
	人日/月	15	15	15
就労継続支援（A型）	人	8	8	8
	人日/月	153	153	153
就労継続支援（B型）	人	60	60	60
	人日/月	994	994	994
就労定着支援	人	1	1	1
就労選択支援	人	0	1	1
療養介護	人	5	5	5
短期入所（福祉型）	人	10	10	10
	人日/月	50	50	50
短期入所（医療型）	人	4	4	4
	人日/月	8	8	8

## ■生活介護

常時介護等の支援が必要な人に対し、施設内で昼間、入浴・排泄・食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

## ■自立訓練（機能訓練・生活訓練）

機能訓練は、身体障害者を対象とし、自立した日常生活または社会生活ができるように一定期間、身体機能または生活能力の向上のための訓練を行います。

生活訓練は、知的障害者・精神障害者を対象とし、自立した日常生活または社会生活ができるように一定期間、日常生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

## ■就労移行支援

一般企業等への就労や在宅就労等を希望する 65 歳未満の人を対象に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練を行います。

## ■就労継続支援（A型・B型）

A型は、一般企業への就労が困難な人に、事業所と雇用契約のもと、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上に必要な訓練を行います。

B型は、一般企業への就労が困難な人や一定の年齢に達している人に、働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持を図ります。

## ■就労定着支援

一般就労した障害のある人の就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

## ■就労選択支援

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

## ■療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の援助を行います。

## ■短期入所（福祉型、医療型）

自宅で介護する人が病気等の場合に、入所施設等で短期間の宿泊を伴い、入浴・排泄・食事の介護等を行います。福祉型は障害者支援施設等、医療型は病院、診療所、介護老人保健施設において実施します。

## 【見込み量の確保方策】

障害のある人の日常生活を支える基本的なサービスとして、必要とする人に必要なサービスが提供されるよう、事業者と連携した適正なサービス提供に努めます。また、必要に応じて町内の事業所だけでなく近隣市の事業所の利用も視野に入れて、サービス量の確保に努めます。

雇用・就労の促進に向けては、就労継続支援事業所や南丹圏域障害者総合相談支援センター結丹(ゆに)等の関係機関との連携促進により、希望する就労への移行に向けた支援を引き続き図ってまいります。

### (3) 居住系サービス

居住系サービスは、施設や共同生活を行う住居において、必要な援助を提供するサービスで、自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援があります。

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム <sup>※103</sup> )	人	26	26	26
施設入所支援	人	33	33	33

#### ■自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム<sup>※</sup>等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などに、理解力、生活力等を補うため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や利用者からの相談・要請に応じた随時の対応を行います。

#### ■共同生活援助

共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

#### ■施設入所支援

施設に入所する人に、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

#### 【見込み量の確保方策】

障害のある人の円滑な地域生活への移行に向けて、「自立生活援助」に関する必要な情報の提供、サービス提供支援に努めます。

「共同生活援助（グループホーム<sup>※</sup>）」については、サービス事業所との連携を促進するとともに、ニーズに応じた設置促進を含めた提供体制の確保について検討します。

「施設入所支援」については、必要な情報の提供に努めます。

<sup>※103</sup> グループホーム：地域の住宅（アパート、マンション、一戸建てなど）において数人の知的障害者や精神障害者、身体障害者などが、一定の経済的負担を負って共同で生活するもので、同居あるいは近隣に居住している専任の世話人により食事の提供、相談その他の日常的な支援が行われるもの。

## (4) 相談支援

相談支援は、地域の障害のある人の福祉に関する相談に応じ、情報提供・助言を行うとともに、障害福祉サービス<sup>※104</sup>事業所との連絡・調整を行うサービスです。相談支援には、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援があります。

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	延べ利用者数	228	228	228
地域移行支援	利用者数			
地域定着支援	利用者数			

### ■計画相談支援

市町村が指定する「指定特定相談支援事業者」が障害福祉サービス<sup>※</sup>の利用に向けた連絡・調整、利用計画の作成等を行います。また、一定期間ごとにモニタリング<sup>※105</sup>や計画の見直しを行います。

### ■地域移行支援

障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障害のある人に対し、都道府県が指定する「指定一般相談支援事業者」が住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するため相談や調整等を行います。

### ■地域定着支援

居宅で一人暮らしをしている障害のある人等を対象に、常時、連絡体制を確保し、緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

### 【見込み量の確保方策】

障害のある人が必要な福祉サービス等を適切に組み合わせ、地域の中で安心して生活することができるよう、保健・医療・福祉サービス等の連携を強化し、包括的なケアマネジメント<sup>※106</sup>システムの構築に努めます。

※<sup>104</sup> 障害福祉サービス：障害者総合支援法に基づいて障害のある人や難病患者を対象に行われる支援の総称。

※<sup>105</sup> モニタリング：サービス等利用計画に基づき、利用者の生活上の変化やサービス利用状況の把握などを行うため、継続的に確認・検証・評価を行うこと。

※<sup>106</sup> ケアマネジメント：障害のある人の地域における生活を支援するために、障害のある人の意向を踏まえて、保健・医療・福祉サービスなどを利用調整する援助方法。

### 第3章 地域生活支援事業の見込み及び確保方策

地域生活支援事業とは、障害のある人の自立した日常生活・社会生活を支援する目的で、地域(市町村)が、利用者の方々の状況に応じて柔軟な事業体系により実施するサービスであり、必須事業(法律上実施しなければならない事業)と任意事業(市町村の判断により実施できる事業)があります。

#### I 必須事業

##### (1) 相談支援事業

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域自立支援協議会※ <sup>107</sup>	設置有無	有	有	有
障害者相談支援事業	実施箇所	┆	┆	┆
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施箇所	┆	┆	┆

##### ■地域自立支援協議会※

障害のある人の就労、生活支援をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす場として、京丹波町地域自立支援協議会※を設置し、協議を行います。

##### ■障害者相談支援事業

障害のある人や家族等からの相談に応じ、情報提供、助言、障害福祉サービス※<sup>108</sup>の利用支援などのほか、対象者に対するピアカウンセリング※<sup>109</sup>等の必要な支援を行います。

##### ■基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業の地域における中核的な役割を担う機関として位置づけられ、一般的な相談支援事業に加え、専門職員を配置することで、困難ケースへの対応等相談支援機能の強化を図ります。

##### ■住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整など支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて、障害のある人の地域生活を支援します。

※<sup>107</sup> 地域自立支援協議会：障害のある人の就労、生活支援をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす組織。

※<sup>108</sup> 障害福祉サービス：障害者総合支援法に基づいて障害のある人や難病患者を対象に行われる支援の総称。

※<sup>109</sup> ピアカウンセリング：障害のある人自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の障害のある人の相談・支援に応じ、問題の解決を図ることをいう。ピア=仲間の意味。

### 【見込み量の確保方策】

地域自立支援協議会<sup>※110</sup>の定期的な開催により、関係者の連携と情報共有を図るとともに、協議会の機能を活かし、相談支援体制の強化や就労支援ネットワーク<sup>※111</sup>の構築をめざします。また、必要に応じて、専門家や関係者による個別支援会議等を開催し、必要な支援等について検討を行います。

「障害者相談支援事業」では、相談支援事業者への事業委託や、地域自立支援協議会<sup>※</sup>の機能強化等により、相談しやすい体制づくりに努めます。

「基幹相談支援センター等機能強化事業」は、中核的な相談機関として南丹圏域において広域的に対応するため、引き続き、「花ノ木医療センター」に2市1町で共同での委託を継続します。

「住宅入居等支援事業」については、相談支援事業所への事業委託や、地域自立支援協議会<sup>※</sup>の機能強化等により、地域生活移行に向けての支援を継続します。

## (2) 成年後見制度<sup>※112</sup>利用支援事業

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 <sup>※</sup> 利用支援事業	年間実利用人数	1	1	1

### ■成年後見制度<sup>※</sup>利用支援事業

知的障害、精神障害等により、町長が必要と認める人に対して、成年後見制度<sup>※</sup>の申し立てに要する経費等を助成します。(成年後見制度<sup>※</sup>を利用するには一定の条件を満たす必要があります。)

### 【見込み量の確保方策】

積極的な制度案内や情報提供等により、成年後見制度<sup>※</sup>の普及・啓発を進めるとともに、関係機関と連携して、必要な方が利用できるよう情報提供と支援に努めます。

※<sup>110</sup> 地域自立支援協議会：障害のある人の就労、生活支援をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす組織。

※<sup>111</sup> ネットワーク：本来は網目状の構造とそれを上手に活用するための機能を意味するが、ここでは、人間関係や複数の機関のつながりや連携の意味で用いている。

※<sup>112</sup> 成年後見制度：知的障害、精神障害、認知症などの人で、判断力が十分でない場合に、その人を保護し支援するための制度。例えば、介護サービスを利用する場合の契約等の法律行為や預貯金管理等の財産管理に関する法律行為を支援するもの。



### (3) 意思疎通支援事業

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者 <sup>※113</sup> 派遣事業	年間延べ利用件数 (うち京丹波町)	40 (10)	40 (10)	40 (10)
要約筆記者 <sup>※114</sup> 派遣事業	年間延べ利用件数 (うち京丹波町)	15 (6)	15 (6)	15 (6)
手話通訳者 <sup>※</sup> 設置事業	実施箇所	1	1	1

#### ■手話通訳者<sup>※</sup>派遣事業・要約筆記者<sup>※</sup>派遣事業

聴覚、言語・音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、公的機関・医療機関などでの社会生活上、必要な用務が行われるよう、コミュニケーション支援のため手話通訳者<sup>※</sup>や要約筆記者<sup>※</sup>を派遣する事業です。

#### ■手話通訳者<sup>※</sup>設置事業

手話を必要とする聴覚障害者に常時対応できるよう、役所や行政機関に職員として手話通訳者<sup>※</sup>を設置します。

#### 【見込み量の確保方策】

「手話通訳者<sup>※</sup>派遣事業」「要約筆記者<sup>※</sup>派遣事業」については、南丹市と共同で、引き続き、「ふない聴覚言語障害センター」に事業を委託し、意思疎通に支援が必要な人に対して、手話通訳者<sup>※</sup>や要約筆記者<sup>※</sup>の派遣を行います。

### (4) 手話奉仕員<sup>※</sup>養成研修事業

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員 <sup>※</sup> 養成研修事業	修了者数/年 (うち京丹波町)	20 (10)	20 (10)	20 (10)

#### ■手話奉仕員<sup>※</sup>養成研修事業

南丹市と共同で日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員<sup>※</sup>を養成する研修を実施します。

#### 【見込み量の確保方策】

「ふない聴覚言語障害センター」と連携し、養成研修等を通じて人材の確保とサービスの質の向上、派遣体制の構築に努めるとともに、サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、制度の周知に努めます。

※<sup>113</sup> 手話通訳者（手話奉仕員）：話の内容やその場で起こっている音を手話に、または手話を音声に変換して伝えるなどの支援を行う方のこと。手話奉仕員は手話奉仕員養成研修を履修し登録された方、手話通訳者は手話通訳者養成研修履修後に試験に合格し、登録された方。

※<sup>114</sup> 要約筆記者（要約筆記奉仕員）：難聴者や失聴者などに、会議や講義などの内容を手書きやパソコンで入力した文章で伝えるなどの支援を行う方のこと。要約筆記奉仕員は要約筆記奉仕員養成講座を修了し登録された方、要約筆記者は養成カリキュラム受講後に試験に合格し、登録された方。

## (5) 日常生活用具給付等事業

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	年間給付件数 (件/年)	1	1	1
自立生活支援用具	年間給付件数 (件/年)	4	4	4
在宅療養等支援用具	年間給付件数 (件/年)	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	年間給付件数 (件/年)	4	4	4
排泄管理支援用具	年間給付件数 (件/年)	480	480	480
住宅改修費	年間給付件数 (件/年)	2	2	2

### ■介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなど、身体介護を支援する用具を給付します。

### ■自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、入浴、調理、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。

### ■在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計など、在宅療養生活等を支援するための用具を給付します。

### ■情報・意思疎通支援用具

点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信機など、障害のある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。

### ■排泄管理支援用具

ストーマ用装具、紙おむつなど、排泄管理を支援する衛生用品を給付します。

### ■住宅改修費

居宅における円滑な生活動作・移動等を図るため、既存住宅の改修を行う際に費用の一部を助成します。

### 【見込み量の確保方策】

給付を必要とする人が確実に利用できるよう、制度の周知を図るとともに、必要に応じて、用具の種類、単価などの見直しを行い、適切な給付に努めます。

## (6) 移動支援事業

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	年間実利用人数 (人/年)	16	16	16
	年間延べ利用時間 (延べ時間/年)	900	900	900
重症心身障害者等 通院通所支援事業	年間実利用人数	25	25	25

### ■移動支援事業

障害によって移動が困難な人について、ガイドヘルパー<sup>※115</sup>を派遣し、社会生活上、必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加を行うための移動支援を行います。

### ■重症心身障害者等通院通所支援事業

医療機関に人工透析療法を受けるために通院する人、重症心身障害児・者施設（花ノ木医療福祉センター等）へ通所する人に対して、送迎支援を行います。

### 【見込み量の確保方策】

「移動支援事業」では、サービス提供事業所と連携し、ヘルパーの確保に努めるとともに、必要なときに利用できるよう制度の周知に努めます。

「重症心身障害者等通院通所支援事業」では、本人と家族の負担軽減のため、事業所への委託を継続しサービス量の確保を図ります。

## (7) 地域活動支援センター<sup>※116</sup>事業

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター <sup>※</sup> 事業	実施箇所	1	1	1
	年間実利用人数 (人/年)	45	45	45

### ■地域活動支援センター<sup>※</sup>事業

障害のある人に対して、創作活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進します。

### 【見込み量の確保方策】

委託事業所と協力して、事業の周知・広報に努め、利用しやすいセンターをめざします。

※<sup>115</sup> ガイドヘルパー：身体障害者などの社会参加や通院などの外出時に、付き添いを専門的に行う介助員のこと。重度の視覚障害者や全身性障害者が、社会生活上外出が不可欠なときに適当な付き添いが得られない場合に派遣する。

※<sup>116</sup> 地域活動支援センター：障害のある人等の福祉に関するさまざまな問題について相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、創作活動または生活活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行うことにより、障害のある人等の地域生活の支援を行う施設。

## (8) その他の事業

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	無	無	無
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有

### ■理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、研修・啓発活動を行います。

### ■自発的活動支援事業

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、本人、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援します。

### 【見込み量の確保方策】

障害者団体等の主体性を尊重した自発的な活動の支援を継続します。

## 2 任意事業

### (1) 福祉ホーム事業

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉ホーム事業	実施箇所	1	1	1
	年間実利用人数 (人/年)	1	1	1

#### ■福祉ホーム事業

障害のある人の地域生活を支援することを目的として、低額な料金で住居等を提供し、日常生活に必要な支援を行う事業です。

### (2) 更生訓練費給付事業

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
更生訓練費給付事業	人/年	0	0	0

#### ■更生訓練費給付事業

就労移行支援事業・自立訓練事業を利用している方、身体障害者更生援護施設(身体障害者療護施設を除く)に入所している方に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る事業です。

### (3) 訪問入浴サービス事業

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	人/年	4	4	4

#### ■訪問入浴サービス事業

家族などの介助のみでは入浴が困難な身体障害者に、移動入浴車による自宅での入浴サービスを提供します。

#### (4) 日中一時支援・生活サポート事業

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援・ 生活サポート事業	実施箇所	5	5	5
	年間実利用人数 (人/年)	15	15	15

##### ■日中一時支援・生活サポート事業

日中一時支援事業は、日中、介護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害のある人について、日中、障害福祉サービス<sup>※117</sup>事業所、障害者支援施設等で活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を支援するとともに、家族の就労支援及び一時的な休息を図ることを目的として実施します。

生活サポート事業は、障害のある人の自宅へサポーターを派遣し、話し相手や、見守り、声かけ等の支援を行う事業です。

#### (5) 社会参加促進事業

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得 助成事業	件/年	1	1	1
自動車改造助成事業	件/年	1	1	1
要約筆記奉仕員 <sup>※118</sup> 養成 研修事業	修了者数/年 (うち京丹波町)	5 (2)	5 (2)	5 (2)

##### ■自動車運転免許取得・改造費助成事業

身体障害者の就労等を目的とした自動車運転免許の取得や、自らが運転するために行う操向・駆動装置（ブレーキ・アクセルなど）の改造費の一部を助成します。

##### ■要約筆記奉仕員<sup>※</sup>養成事業

南丹市と共同で要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員<sup>※</sup>を養成する研修を実施します。（京都府が実施する「要約筆記者<sup>※</sup>養成事業」の前期課程に相当します）

※<sup>117</sup> 障害福祉サービス：障害者総合支援法に基づいて障害のある人や難病患者を対象に行われる支援の総称。

※<sup>118</sup> 要約筆記者（要約筆記奉仕員）：難聴者や失聴者などに、会議や講義などの内容を手書きやパソコンで入力した文章で伝えるなどの支援を行う方のこと。要約筆記奉仕員は要約筆記奉仕員養成講座を修了し登録された方、要約筆記者は養成カリキュラム受講後に試験に合格し、登録された方。

## 第4章 障害児通所支援、障害児相談支援等の見込み及び確保方策

18歳未満の障害のある子どもについては、障害者総合支援法によるサービスと併せて、児童福祉法に規定されている障害児向けサービスを利用することができます。

### (1) 障害児通所支援

障害児通所支援は、障害のある子どもや発達に心配のある子どもに療育<sup>※119</sup>を提供するもので、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援があります。

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人	1	1	1
	人日分	3	3	3
医療型児童発達支援	人	0	0	0
	人日分	0	0	0
放課後等デイサービス	人	11	11	11
	人日分	161	161	161
保育所等訪問支援	人	1	1	1
	人日分	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0
	人日分	0	0	0

#### ■児童発達支援

障害のある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを提供します。

#### ■医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹機能に障害のある子どもに対し、必要な治療を行いながら日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを提供します。

#### ■放課後等デイサービス

在学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための機能訓練等を継続的に提供することにより、障害のある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

#### ■保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障害のある子ども、または今後利用する予定の障害のある子どもに対し、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進します。

※119 療育：「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障害のある子どもやその家族、障害に関し心配のある方などを対象として、障害の早期発見・早期治療、訓練などによる障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練などの支援を行うこと。

## ■居宅訪問型児童発達支援

児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な、重症心身障害などの重度の障害のある子どもに対し、子どもの居宅を訪問し、日常生活における動作の指導や知識技能の付与等の支援を行います。

### 【見込み量の確保方策】

発達支援が必要と判定された子ども及び保護者が安心して「児童発達支援」を利用できるよう、わかりやすい広報に努めるとともに、関係機関との調整を支援します。

学齢期の障害のある子どもが適切な支援を受けることができるよう、引き続き、学校と事業所が連携しやすいように、発達支援ファイルや移行支援シートの活用を図ります。

「保育所等訪問支援」については、子育て部門の町単独事業を継続しながら、関係機関との調整を支援します。また、「居宅訪問型児童発達支援」については、他市町村とも連携を図り、必要なサービス量の確保に努めます。

## (2) 障害児相談支援等

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援 (延べ利用者数)	人	12	12	12
医療的ケア児 <sup>※120</sup> に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置人数	人	1	1	1

## ■障害児相談支援

障害のある子どもが障害児通所支援サービスを利用する際に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリング<sup>※121</sup>を行う等の支援を行います。

### ■医療的ケア児<sup>※</sup>に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児<sup>※</sup>に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置し、医療的ケア児<sup>※</sup>に対する支援のための地域づくりを推進します。

### 【見込み量の確保方策】

「障害児相談支援」については、計画作成の事業所、相談支援専門員の確保をめざし、事業所等への働きかけを行います。

「医療的ケア児<sup>※</sup>に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」については、府と連携し、コーディネーター養成研修の受講を推進します。

※<sup>120</sup> 医療的ケア児：学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療的ケアが必要な障害児のこと。

※<sup>121</sup> モニタリング：サービス等利用計画に基づき、利用者の生活上の変化やサービス利用状況の把握などを行うため、継続的に確認・検証・評価を行うこと。



### (3) 発達障害<sup>※122</sup>児者に対する支援

種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	9	9	9
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の支援者数	人	1	1	1
ペアレントメンターの人数	人	1	1	1
ピアサポート活動への参加人数	人	1	1	1

#### ■ ペアレントトレーニング

環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的とした支援を行います。

#### ■ ペアレントプログラム

保護者や養育者の認知を肯定的に修正することを目的とした支援を行います。

#### ■ ペアレントメンター

発達障害<sup>※</sup>の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対して相談を受けたり、情報提供を行うための支援を行います。

#### ■ ピアサポート活動

同じ課題や環境を体験する人がその体験から来る感情を共有し、悩み等を共有する場の提供を行います。

※<sup>122</sup> 発達障害：人間の初期の発達過程が何らかの原因によって阻害され、認知、言語、社会性、運動などの機能の獲得が障害された状態をいう。発達障害支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害等を発達障害として挙げている。



## 第4部 計画の推進体制



# 第1章 計画の推進に向けて

## 1 推進管理体制の確立

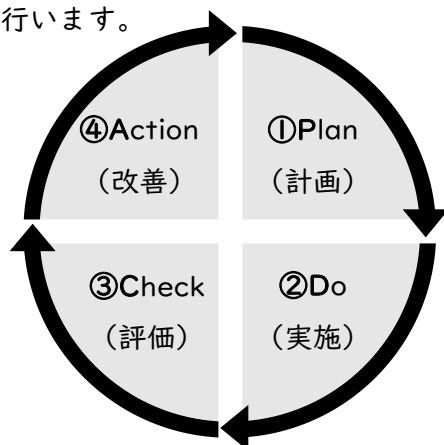
本計画の進行管理は、福祉支援課が中心となり、関係機関・団体、障害のある人などと連携を図りながら、総合的かつ効果的に行います。

また、庁内関係部局と連携し、年度ごとの進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについての協議を行い、円滑な推進に努めます。

## 2 計画の点検・評価の方策

本計画に基づく施策を計画的に推進するため、各施策の実施状況などについて、毎年度、「京丹波町地域自立支援協議会<sup>※123</sup>」に報告し、意見を聞くなど、進捗状況の点検と評価を行います。

また、PDCAサイクルにより、必要に応じて、随時、見直しを行いながら、計画の進捗管理を行います。



### <計画におけるPDCAサイクル>

- ① 計画の策定
- ② 施策・取組の着実な実施
- ③ 実施した施策・取組の検証
- ④ 必要に応じた計画の改定

## 3 府・近隣自治体・事業所・住民との連携

障害者施策は、保健、医療、福祉、教育、雇用など幅広い分野にまたがるものであり、計画の推進にあたっては、庁内関係各課や関係機関・団体との連携はもとより、障害福祉に関する事業所、地域住民との協働により取組を進めます。

また、広域的に取り組むことにより効率的かつ効果的に実施できるものについては、京都府や近隣自治体と連携を図り進めていきます。特に、地域の特性や課題に応じた保健福祉サービスを効果的に供給するため、圏域内での調整を実施し、施設の利用に関する連携、調整やサービスの整備、利用促進に努めます。

さらに、障害に対する理解を深め、身近な地域で互いに助けあい、思いやりを持って暮らすことができる地域社会づくりを推進するとともに、障害福祉サービス<sup>※124</sup>や地域生活支援事業などさまざまな制度やサービスの利用、活用に向けて周知を図るため、町広報誌をはじめとする多様な媒体や各種事業により、情報発信・広報活動を行います。

※<sup>123</sup> 地域自立支援協議会：障害のある人の就労、生活支援をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす組織。

※<sup>124</sup> 障害福祉サービス：障害者総合支援法に基づいて障害のある人や難病患者を対象に行われる支援の総称。



資料編





# Ⅰ 京丹波町地域自立支援協議会設置要綱

## 京丹波町地域自立支援協議会設置要綱

平成18年6月30日  
告示第47号

### (設置)

第1条 障害者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステム作りに関し、中核的な役割を果たし、障害福祉サービスの提供体制の確保及び関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議の場として京丹波町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- (4) 京丹波町障害者基本計画及び京丹波町障害福祉計画等の作成、具体化に向けた協議
- (5) その他必要な事項

### (組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、保健・福祉関係者及び各種団体の代表者等の中から町長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

### (関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

### (庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉支援課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する

## 2 京丹波町地域自立支援協議会 委員名簿

区分		氏名
1	◎ 京丹波町身体障害者福祉会 会長	片山 俊明
2	京丹波町障害児者を守る会 会長	谷内 喜美子
3	○ 京丹波町民生児童委員協議会 副会長	石田 美恵 (令和4年11月30日まで)
4	○ 京丹波町民生児童委員協議会 副会長	梶本 正徳 (令和5年2月15日から)
5	京丹波町社会福祉協議会 事務局長	津田 勝二
6	京丹波町共同作業所 サービス管理責任者	岡本 秀平
7	社会福祉法人桜梅会 丹波桜梅園 事務局長	中村 弘 (令和5年7月12日まで)
8	社会福祉法人桜梅会 丹波桜梅園 施設長	由里 正樹 (令和5年7月31日から)
9	特定非営利活動法人 スマイル 理事長	前田 稔 (令和5年7月12日まで)
10	特定非営利活動法人 スマイル 副理事長	梅原 千里 (令和5年7月31日から)
11	医療法人福知会 もみじヶ丘病院 社会復帰センター副センター長 患者サポート課課長	大槻 秀憲
12	京丹波町身体障害者相談員協議会 支部長	山下 立男
13	京丹波町知的障害相談員	山内 みや子
14	京都府こころの健康推進員	松村 美智子
15	社会福祉法人 京都太陽の園 障害者生活支援センターこひつじ 相談支援専門員	時岡 勉 (令和5年7月12日まで)
16	社会福祉法人 京都太陽の園 南丹地区施設 施設長 障害者生活支援センターこひつじ センター長	高屋 光晴 (令和5年7月31日から)
17	なんたん障害者就業・生活支援センター センター長	小林 仁
18	京都府立丹波支援学校 校長	由良 知子
19	京都府南丹保健所 福祉課長	保城 幹雄

(敬称略)

※◎印は会長、○印は副会長

### 3 計画策定経過

日程	会議・調査活動など	内容
令和4年8月10日	令和4年度 第1回京丹波町地域自立支援協議会 (書面開催)	□令和3年度障害福祉サービス等の実績報告について □今後のスケジュールについて
令和4年10月28日	令和4年度 第2回京丹波町地域自立支援協議会	□障害者基本計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画について □アンケート調査(案)について
令和4年12月上旬 ～12月26日	アンケート調査	・障害者手帳の所持者と自立支援医療(精神通院)受給者証の所有者、難病(特定疾患)の方全数(合計1,292人)を対象に郵送によるアンケートを実施
令和5年2月15日	令和4年度 第3回京丹波町地域自立支援協議会	□アンケート調査結果の中間報告について
令和5年5月15日 ～5月31日	障害者団体・事業者ヒアリングシート調査	・町内の団体や事業者へ計画策定のためのヒアリングシートを配布 配布団体: 団体4団体、事業所8団体 (全団体・事業所から回答)
令和5年6月13日	障害者団体・事業者ヒアリング	・町内の団体や事業者へ計画策定のためのヒアリング調査を実施 参加団体: 団体4団体、事業所6団体
令和5年7月31日	令和5年度 第1回京丹波町地域自立支援協議会	□委嘱状の交付 □協議会の設置要綱について □令和4年度障害福祉サービス等の実施報告について □障害者団体・事業者ヒアリングの報告について □今後のスケジュール及び障害者基本計画等骨子案について
令和5年9月22日	令和5年度 第2回京丹波町地域自立支援協議会	□障害者基本計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画の骨子案について
令和5年12月18日	令和5年度 第3回京丹波町地域自立支援協議会	□障害者基本計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画の素案について
令和6年1月23日 ～2月2日	パブリックコメント	
令和6年2月9日	令和5年度 第4回京丹波町地域自立支援協議会	□パブリックコメントの実施報告 □障害者基本計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画の原案について

**第4期京丹波町障害者基本計画及び  
第7期京丹波町障害福祉計画・第3期京丹波町障害児福祉計画**

発行年月：令和6年3月  
編集・発行：京丹波町福祉支援課

〒622-0292 京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野487番地1  
TEL：0771-82-1800 FAX：0771-82-0446